

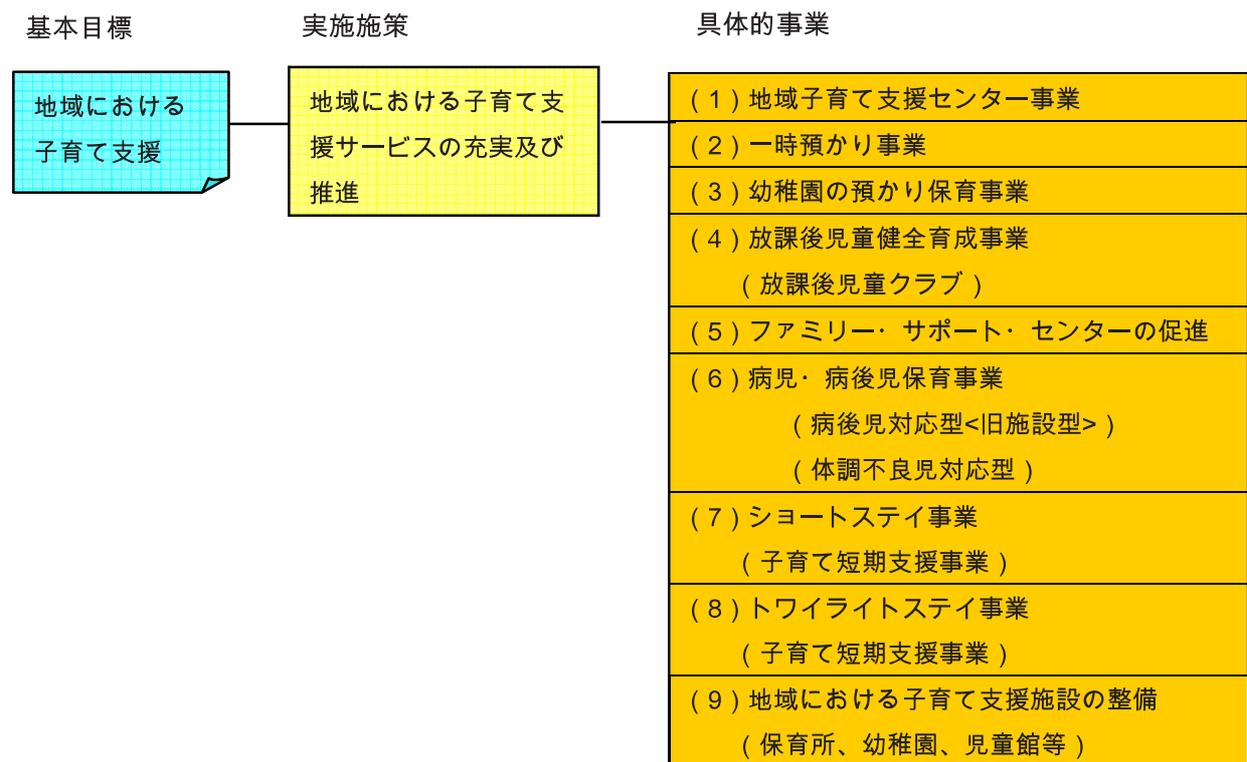
第2部 計画編



第 1 章 行動計画

第 1 節 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実及び推進



【動向と課題】

都市化の進行や核家族化の進展等に伴って、隣近所とのかかわりが薄れて来ている今日、身近に子育てについて相談できる人がいないなど子育てに不安を感じる人が増えています。このため利用者のニーズに合った保育サービスなどの充実を図っていくことや親同士の交流の場、養育に関する情報提供など市民同士の連携、地域における子育てを支援する仕組みづくりが重要です。

第1章 行動計画 地域における子育て支援

(1) 地域子育て支援拠点事業（保育課）

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができるように、子育てに関する相談や、子ども同士のふれあいや遊び場を提供するなど、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを行う事業です。

《計画の目標・方向性》

保育所を地域における子育て支援の拠点のひとつと位置づけ、複数の機能を持つよう整備します。後期計画では、各中学校区に1か所当たりの実施に努めます。全25校区（設置済：13校区）

(2) 一時預かり事業（保育課）

育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減、保護者の疾病や災害等により家庭での保育が困難となる場合に、一時的に保育を行う事業です。

《計画の目標・方向性》

一時預かり事業は、現在12園で実施しており、年間に延べ6,970人が利用しております。後期計画でも親の病気やストレス解消等、ニーズの多様化に対応できるよう一時預かりの拡充に努めます。

(3) 幼稚園の預かり保育事業（学校教育課）

女性の就労形態の多様化に伴って、一時的な保育や保護者の病気あるいは緊急に用事があったとき、また、夫婦共働きや長期休業中の保育を支援する事業です。

《計画の目標・方向性》

夫婦共働き世帯が増加したことや少子化・都市化による核家族化などで預かり保育のニーズが高まっています。現状では市内27私立幼稚園で実施し、内17幼稚園が補助事業で実施していて、様々なニーズの多様化に対応できるよう預かり保育の充実に努めます。

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（こども家庭課）

昼間保護者が仕事などで家庭にいない児童を対象にし、放課後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業です。本市の放課後児童クラブは、吉井地域に3か所、それ以外の地域は全小学校区に設置されています。児童数増加に伴うクラブの増設については、学校の空き教室の利用、民間の借家利用または学校敷地内への増設を検討していきます。

指導員への年2回の研修会の実施、各種情報提供によりスキルアップを推進するとともに、登録児童数の変動を見据え、施設の分割・整備を行います。

《計画の目標・方向性》

社会情勢の変動に伴い、保護者の就労形態も多様化しており、放課後児童クラブにおける児童の安心・安全な保育は必要不可欠なものとなっております。

登録児童数の変動を見据え、施設の分割・整備を行います。

(5) ファミリー・サポート・センターの促進（保育課）

地域において育児や介護の援助を受けたい人あるいは行いたい人が会員となって助け合う会員組織です。本市では育児について会員登録しています。ファミリー・サポート・センターを知らない人も多いため、育児の援助を受けたい人に引き続き周知を図る必要があり、会員の交流の促進など、利用しやすい状況を提供していくことが必要です。

《計画の目標・方向性》

すべての子育て家庭に利用を促し、会員相互の連携を深め、地域における子育て支援の輪を広げます。具体的には、今後も利用増加に対応していくとともに、会員交流会等の充実に努めます。

(6) 病児・病後児保育事業（保育課）**1)（病後児対応型〈旧施設型〉）**

子どもが病気の回復期にあり、保育所、幼稚園に通所等が困難な時期に保護者が家庭保育できない場合、子どもを預かる事業です。（高崎総合医療センターの中に、平成14年度から病後児保育室を1か所設け対応しています。定員は1日当たり4人まで受け入れが可能です。）

《計画の目標・方向性》

病気回復期に、子どもを預かる施設の充実に今後とも図ります。前年度の利用状況に変動はありませんが、今後も周知に努め対応していきます。

2)（体調不良児対応型）

児童が保育所において、保育中に体調不良となった場合等に安心かつ安全な体制を確保し、緊急的な対応等を図ることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

《計画の目標・方向性》

平成20年度から事業を開始し、20年度は5園、21年度は7園で事業を実施しています。後期計画で新たに事業として取り上げ、実施園の拡充に努めていきます。

(7) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）（こども家庭課）

保護者の疾病、出産、看護あるいは事故等によって、児童の養育が困難になった場合、子どもを児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。

《計画の目標・方向性》

2歳以上については希望館、2歳未満は愛育乳児園を利用して実施していきます。現状の2か所あれば十分に対応できるため、現行どおりの施設数で事業を行っていきます。

(8) トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）（こども家庭課）

ひとり親家庭の保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。

《計画の目標・方向性》

現状の1か所あれば十分に対応できるため、現行どおりの施設数で事業を行っていきます。

第1章 行動計画 地域における子育て支援

(9) 地域における子育て支援施設の整備（こども家庭課）（保育課）（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

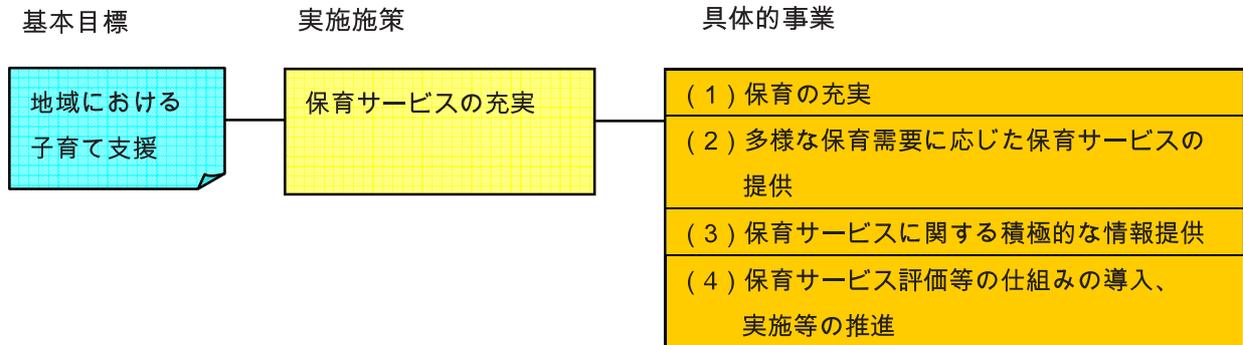
保育所、幼稚園、児童館、放課後児童クラブの施設等の計画的な整備を進めるとともに、これらの資源を有効に活用した施策の充実を図ります。



地域における子育て支援サービスの充実及び推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業	平成20年度 17か所 →平成26年度目標値 全中学校区に1か所設置(25校区)	保育課
一時預かり事業	平成20年度 18か所、平成21年度 12か所 (平成21年度から制度改正され実施か所が減少) →平成26年度目標値 18か所	保育課
幼稚園の預かり保育事業	平成20年度 ・通常(平日)(補助) 15か所 38,600人 →平成26年度目標値 15か所 39,000人 ・通常(平日)(一時保育) 11か所 15,000人 →平成26年度目標値 13か所 20,000人 夏休みの預かり保育 →継続	学校教育課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	平成20年度 61か所 →平成26年度目標値 75か所	こども家庭課
ファミリー・サポート・センターの促進	平成20年度 1か所(会員数1,200人) →平成26年度目標値 1か所(会員数1,500人)	保育課
病児・病後児保育事業 (病後児対応型<旧施設型>) (体調不良児対応型)	(病後児対応型<旧施設型>) 平成20年度 1か所(定員数4人) →平成26年度目標値 1か所(定員数4人) (体調不良児対応型) 平成20年度 5か所 →平成26年度目標値 10か所	保育課
ショートステイ事業	平成20年度 2か所(利用人数62人) →平成26年度目標値 2か所	こども家庭課
トワイライトステイ事業	平成20年度 1か所 →平成26年度目標値 1か所	こども家庭課
地域における子育て支援施設の整備	保育所、幼稚園、児童館、放課後児童クラブの施設等の計画的な整備(平成24年度榛名児童館完成予定) →充実	こども家庭課 保育課 学校教育課

2 保育サービスの充実



【動向と課題】

本市は、通常保育のほか、延長保育、一時保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育事業を実施していますが、近年では低年齢児の保育ニーズが高まりつつあり、今後も保育所の入所率が上昇することが見込まれます。また、地域のバランスを考慮した定員増などの対応が必要です。

今後とも、多様化していく親の生活環境に対応して、子どもたちが安心して生活できるよう、また、親たちが安心して働くことができるよう、多様な保育サービスを提供していく必要があります。

(1) 保育の充実（保育課）

保護者の就労、疾病その他の理由により、家庭において乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育を行うものです。

《計画の目標・方向性》

平成21年現在、公立保育所21園（定員2,270人）、私立59園（定員5,070人）、認定こども園3園（保育園部分定員60人）就学前児童の人口推計と保育所の入所申込状況等を勘案し、待機児童が発生しないよう、引き続き通常保育の充実に努めます。

(2) 多様な保育需要に応じた保育サービスの提供（保育課）

1) 延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長（早朝や夕刻）に対する需要に対応した事業です。

《計画の目標・方向性》

現在、公立3園、私立38園で11時間を越える開所時間で保育を行っています。後期計画でも保護者の就労形態等に対応できるよう引き続き延長保育の充実に努めます。

第1章 行動計画 地域における子育て支援

2) 休日保育

保護者の就労等の理由によって休日の保育が必要になる、または保護者の病気等やむを得ない事由によって家庭で面倒を見ることができない場合などの需要に対応した事業です。

《計画の目標・方向性》

現状の利用状況では、実施日（日曜日及び祝日）当たり5人程度の利用となっています。利用状況の推移等から引き続き2か所での対応とし、今後の状況によっては増設を検討していきます。

(3) 保育サービスに関する積極的な情報提供（保育課）

《計画の目標・方向性》

市内83保育所（私立59、公立21、認定こども園3）で行っている延長保育、休日保育、一時預かり、地域子育て支援事業等に関する情報をホームページ等に掲載するとともに、保育所入所年齢別空き情報を毎月お知らせします。

(4) 保育サービス評価等の仕組みの導入、実施等の推進（保育課）

《計画の目標・方向性》

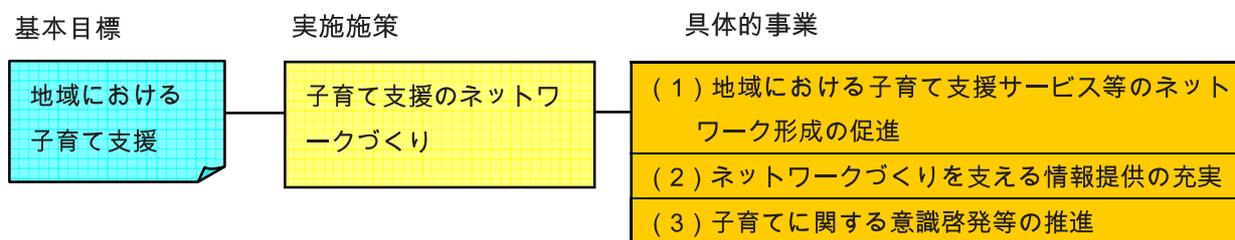
より質の高い保育を行うため、保育士に対する各種研修の充実を図り、また、保護者からの意見・要望を取り入れる仕組みを作るなど、保護者や子ども、地域からの信頼を高め、利用者の立場に立った良質な保育サービスを推進します。



保育サービスの充実のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
保育の充実（通常保育）	平成20年度 受け入れ児童数 8,196人 →平成26年度目標値 受け入れ児童数 8,650人	保育課
延長保育	平成20年度 40か所 →平成26年度目標値 48か所	保育課
休日保育	平成20年度 2か所 →平成26年度目標値 2か所	保育課
保育サービスに関する積極的な情報提供	→継続	保育課
保育サービス評価等の仕組みの導入、実施等の推進	→継続	保育課

3 子育て支援のネットワークづくり



【動向と課題】

子育て家庭と地域とのつながりが希薄になってきている今日、地域に親同士の交流やしかってくれる身近な大人の存在などが求められています。このため、地域の中で子育てを支援するためのネットワークづくりが必要です。

(1) 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進

(こども家庭課) (保育課) (社会教育課)

《計画の目標・方向性》

児童センター、児童館、公民館、地域子育て支援センター、子育てサロン等で行っている多様な子育てサービスを充実するとともに、児童センターを情報発信基地として、地域に根ざした子育て支援のネットワーク化を推進します。

市内の子育てサークルが、お互いのサークル活動内容を報告したり、悩みを相談したりする子育てネットワークづくりを行っていきます。

(2) ネットワークづくりを支える情報提供の充実

(社会教育課) (健康課) (こども家庭課) (保育課)

《計画の目標・方向性》

ネットワークづくりを推進するにあたっては、まず子育てに関する様々な情報を共有することが重要です。子育て中の方や、これから子育てをされる方の情報誌として、保健、医療、福祉、教育など実施施設や行われている各種サービスの紹介、各種相談窓口、子育てマップなど出産や子育てに関する情報等をわかりやすく掲載した「子育て応援ブック」を作成・配布しています。また、市のホームページ等で紹介する様々な子育てサービスの内容の充実を図るとともに市内の子育てサークルの活動内容や子育ての学習情報などを掲載した子育て情報誌を作成・配布します。

第1章 行動計画 地域における子育て支援

(3) 子育てに関する意識啓発等の推進（健康課）（健康教育課）

《計画の目標・方向性》

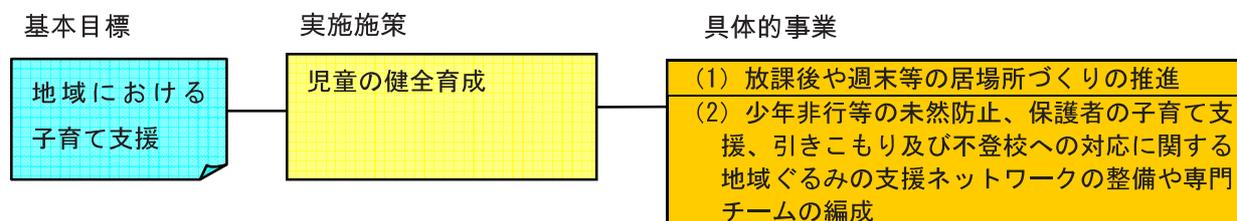
地域全体の中で、命の大切さ等を正しく認識できるよう関係機関と協力し、ライフサイクルの早期から啓発活動を行うなど、すべての人に必要な情報が得られるような体制を整備します。具体的には、学校での健康教育や、地域医療センターや各保健センターでのマタニティクラス、妊婦相談の充実を図ります。



子育て支援のネットワークづくりのまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進	児童センターを情報発信基地として子育てネットワーク化 →継続 子育てサークルの活動内容報告会等の開催 →継続	こども家庭課 保育課 社会教育課
ネットワークづくりを支える情報提供の充実	子育て情報誌の作成・配布 →継続 「子育て応援ブック」の作成配布 →継続 市ホームページ等での子育てサービスに関する情報提供 →充実	社会教育課 健康課 保育課 こども家庭課
子育てに関する意識啓発等の推進	学校教育の場での健康教育 →継続 妊婦相談・マタニティクラス →継続	健康教育課 健康課

4 児童の健全育成



【動向と課題】

子どもたちにとって、遊びは仲間意識の形成や社会性の発達に大きな影響を及ぼすので、地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場の整備が必要です。また、いじめや非行、不登校などの問題行動については、児童相談所、高崎市及び学校等の関係機関と地域の連携を強化するなど、適切な対応が必要です。

(1) 放課後や週末等の居場所づくりの推進

《計画の目標・方向性》

遊びを通じた仲間関係の形成や社会性の発達を目的として、児童館、児童センター、青少年教育施設等の社会資源を活用した、放課後や週末等における児童の居場所づくりの推進を行います。

1) 児童館・児童センターの活用（こども家庭課）

地域の子育て拠点として、健全な遊びを与えるとともに異年齢交流の場を提供します。平成18年度に児童センターを開設し、従来の機能に加えて、地域における中高生の活動拠点として、その活動の展開を図ります。

2) 青少年教育施設における自然体験活動をはじめとする多様な体験活動機会の提供（青少年課）

《計画の目標・方向性》

子どもたちが想像力豊かに、たくましく成長できるよう、自然と親しみ様々な野外体験ができる施設として観音山キャンプパークの整備を進めます。

また、初心者親子キャンプを開催していきます。

3) 子ども活動デー（社会教育課）

《計画の目標・方向性》

「子ども活動デー・インフォメーション」の定期的な刊行により、社会教育施設の情報提供を通じて子どもの活動を支援していきます。

第1章 行動計画 地域における子育て支援

4) 子ども会、子ども会育成会活動の充実（青少年課）

《計画の目標・方向性》

異年齢集団活動の中で、各種スポーツや奉仕活動などを体験し、協調性や連帯感など、子どもの社会性を培うとともに、これらの活動をサポートする育成会を充実していきます。

5) こどもエコクラブ事業の推進（環境政策課）

《計画の目標・方向性》

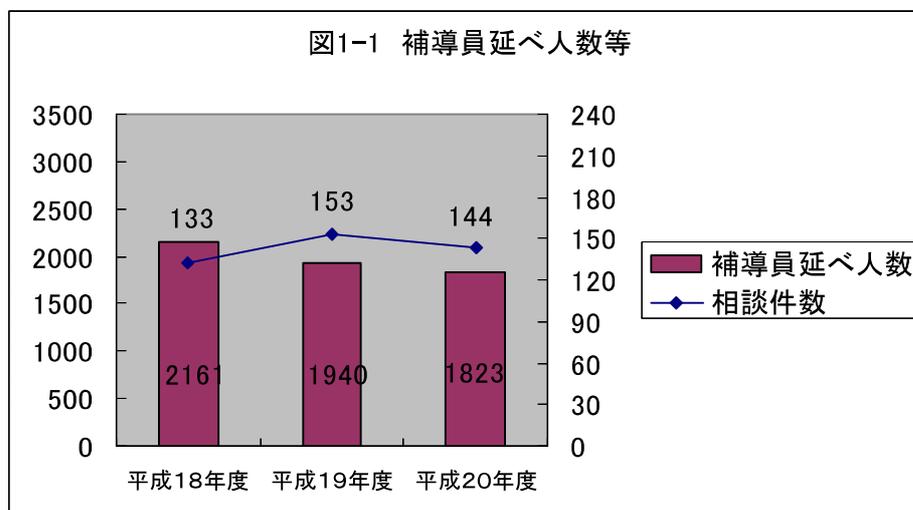
こどもエコクラブの会員登録、環境活動に関する会報等の配布を通じ、子どもたちの環境意識の向上を図るとともに、地域の中で楽しみながら主体的に環境活動、体験学習が行える機会を提供し、支援します。

(2) 少年非行等の未然防止、保護者の子育て支援、引きこもり及び不登校への対応に関する地域ぐるみの支援ネットワークの整備や専門チームの編成（青少年課）

《計画の目標・方向性》

犯罪の低年齢化・多様化が懸念される中、青少年の非行を防止するため、補導員体制を一層充実します。

また、相談業務に関しては、専門の相談員による家庭や学校等の悩みごとに応じるとともに、必要に応じて関係諸機関との緊密な連携協力によって支援体制ネットワークの充実を図ります。





児童の健全育成のまとめ

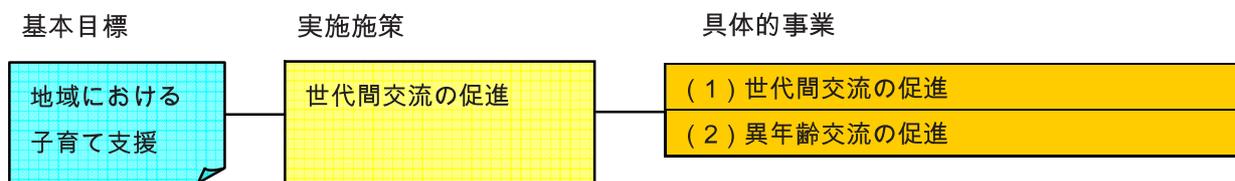
施策・事業名	目標値・方向性	担当課
放課後や週末等の居場所づくりの推進	児童館・児童センターの活用 平成20年度 児童館4館・児童センター2館 利用児童人数92,918人 →平成26年度目標102,000人	こども家庭課
	多様な体験活動機会の提供 平成18年度 消火栓設置、園路階段改修、安全灯設置	青少年課
	初心者親子キャンプ(31組62人) 平成19年度 擁壁設置	
	初心者親子キャンプ(31組62人) 平成20年度 バンガロー改修、遊歩道補修	
	初心者親子キャンプ(30組60人) →継続	
	子ども活動デーの開催 →継続	社会教育課
	写生大会、球技大会、上毛かるた大会の実施 地域ごとの廃品回収、清掃活動の実施 →継続	青少年課
	小学校5・6年生を対象としたリーダー養成講座の実施 年2回 →継続	
	こどもエコクラブ事業の推進 平成20年度 登録クラブ数16クラブ →継続 平成26年度 登録クラブ数20クラブ	環境政策課

第1章 行動計画 地域における子育て支援

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
少年非行等の未然防止、保護者の子育て支援、引きこもり及び不登校への対応に関する地域ぐるみの支援ネットワークの整備や専門チームの編成	平成18年度 相談件数133件 補導員延べ人員2,161人 補導回数253回	青少年課
	平成19年度 相談件数153件 補導員延べ人員1,940人 補導回数284回	
	平成20年度 相談件数144件 補導員延べ人員1,823人 補導回数246回	
	→継続	
	相談業務体制の整備	→継続



5 世代間交流の促進



【動向と課題】

今の子どもたちは、昔の子どもに比べて自然体験や生活体験など、さまざまな体験が不足しているといわれています。地域において子どもや子育てを支えていくためには、市民一人ひとりが、それらに関心を持つことが重要です。親だけでなく、高齢者、これから親になる世代の若者、地域、企業等も含め子育て全般に関する意識啓発が必要です。

(1) 世代間交流の促進（こども家庭課）（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

児童館・児童センターでの伝承遊びや学校での総合学習の一環として保育体験活動などを促進します。また、地域の大人と子どもが伝統文化を継承することで、相互理解の場の提供を図ります。

(2) 異年齢交流の促進（こども家庭課）

《計画の目標・方向性》

児童センターにおいて、異年齢の子ども同士が交流できる場を提供していきます。

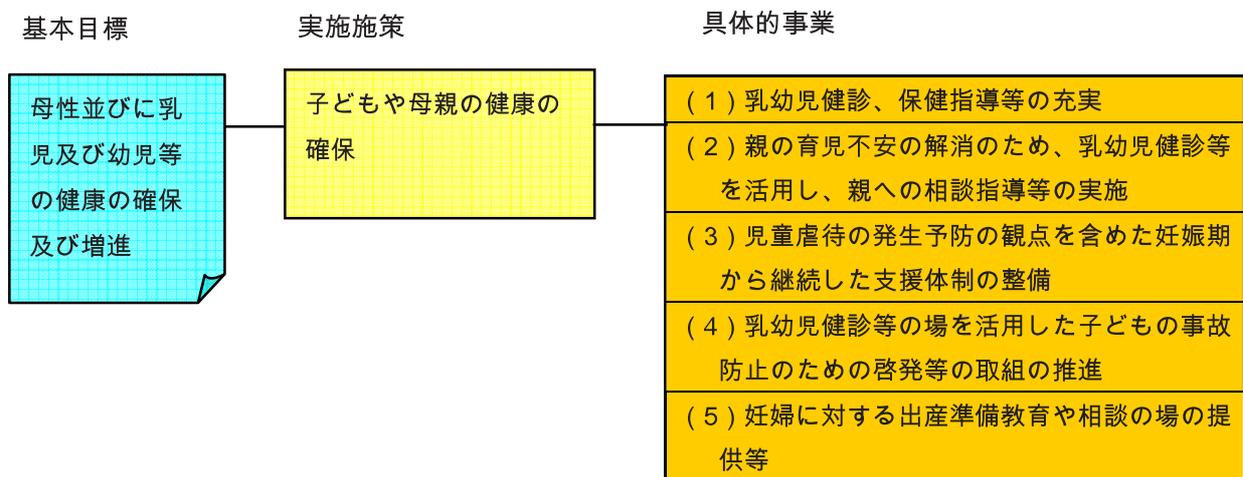


世代間交流の促進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
世代間交流の促進	児童館・児童センターでの伝承遊び、保育体験活動の実施 伝統芸能の伝承などの文化的な活動の実施 →充 実	こども家庭課 学校教育課
異年齢交流の促進	→継 続	こども家庭課

第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保



【動向と課題】

近年、核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化しています。子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付やマタニティクラス等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、乳幼児期においては、発達発育月齢に合わせた保健指導が必要です。

また、社会情勢の変化に即した母子保健指導や健康の保持増進に向け、地域全体を視野に幅広く支援を行う必要があります。

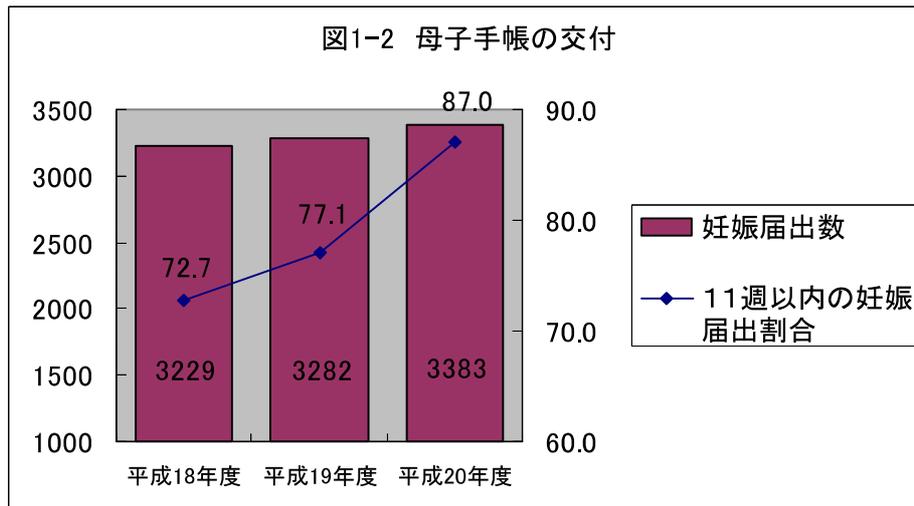
(1) 乳幼児健診、保健指導等の充実

1) 母子健康手帳の交付（健康課）

母子保健法第 16 条に基づく手帳の交付。（妊娠中の経過、出産状況、新生児期・乳幼児期の健康と発育の状況、予防接種の記録などの項目が含まれています。）

《計画の目標・方向性》

妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。



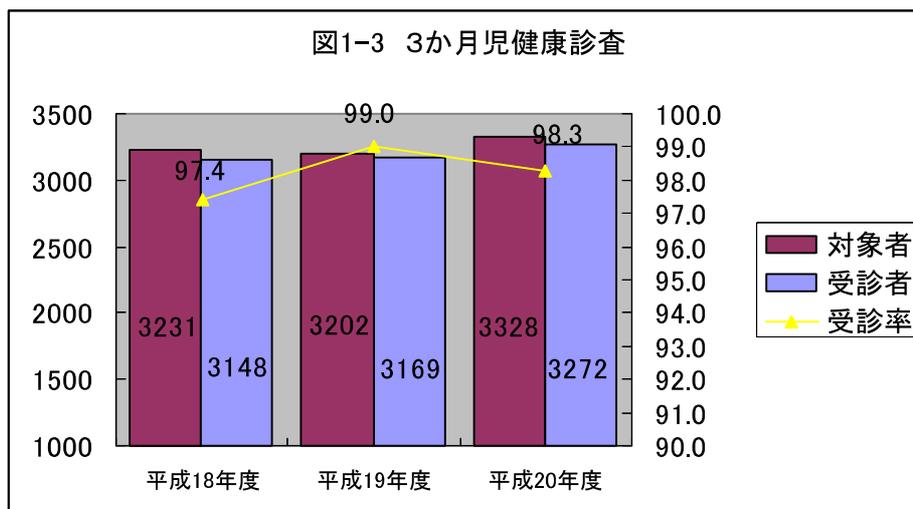
2) 乳幼児健診の充実

① 3 か月児健康診査（健康課）

3・4 か月児を対象に市内委託医療機関において個別健康診査を実施しています。

《計画の目標・方向性》

疾病や異常を早期に発見し、適切な指導及び治療等を行い、乳児の健康保持・増進を図ります。



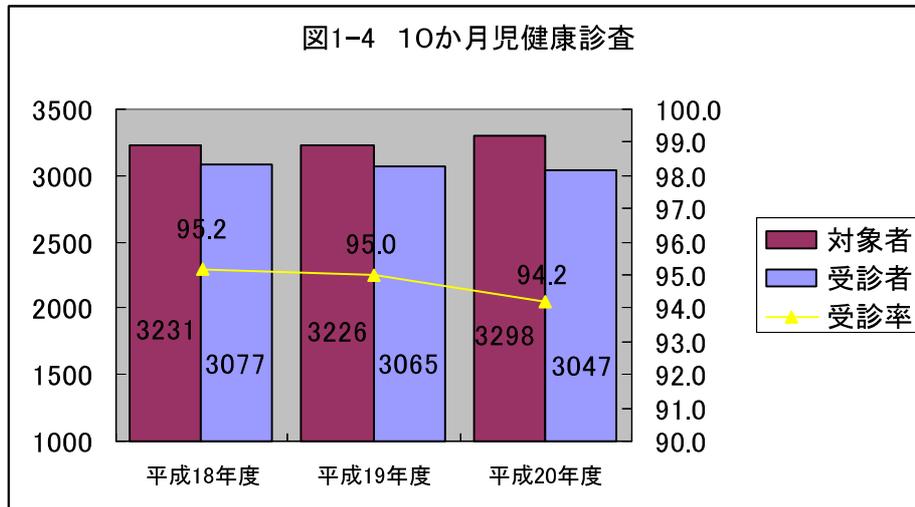
第1章 行動計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

② 10か月児健康診査（健康課）

10か月児を対象に市内委託医療機関において個別健康診査を実施しています。

《計画の目標・方向性》

疾病や異常を早期に発見し、適切な指導及び治療等を行い、乳児の健康保持・増進を図ります。

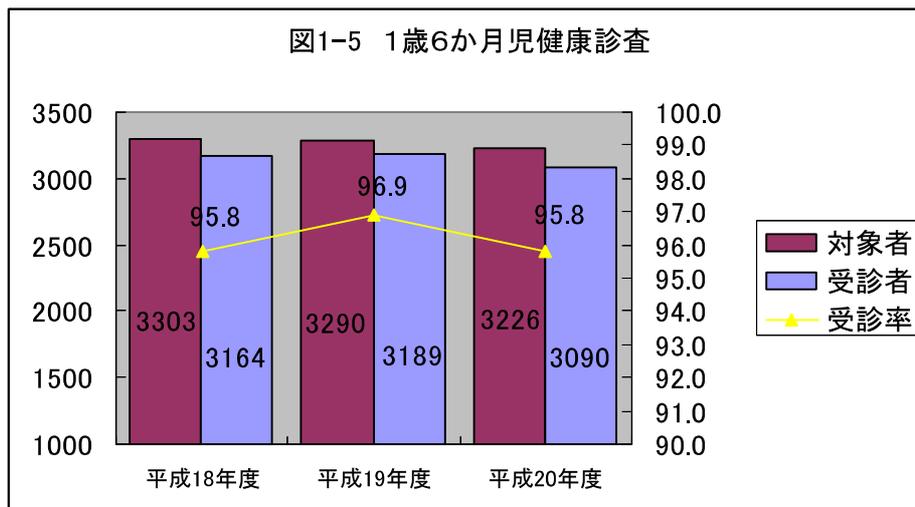


③ 1歳6か月児健康診査（健康課）

1歳6か月児を対象に各保健センター、高崎・地域医療センター、高崎歯科医療センターにおいて集団健康診査を実施しています。

《計画の目標・方向性》

身体発育、精神発達に遅れをもった子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、生活習慣の自立、う歯予防、食事、栄養について指導を行い子どもの健康保持・増進を図ります。

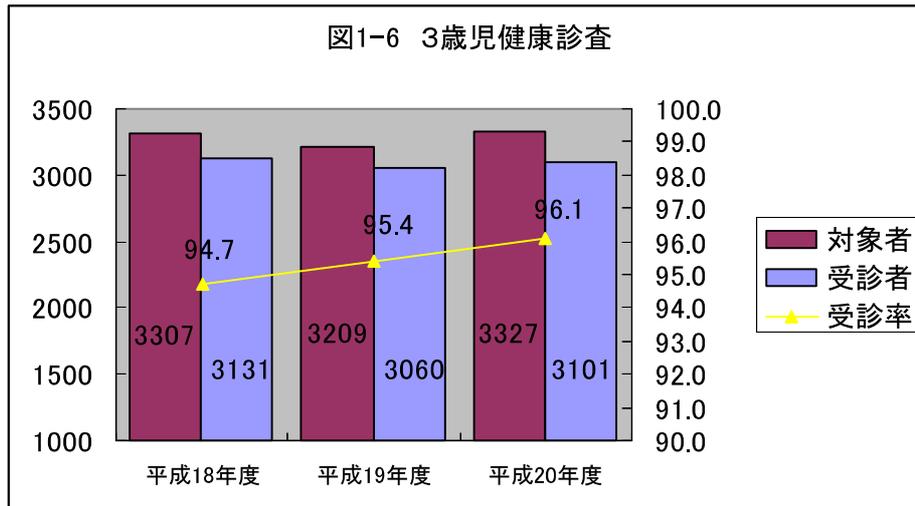


④ 3歳児健康診査（健康課）

3歳児を対象に各保健センター、高崎・地域医療センター、高崎歯科医療センターにおいて集団健康診査を実施しています。

《計画の目標・方向性》

身体及び聴覚、発達の異常の発見と障がいの進行を未然に防止し、う歯予防、生活習慣の確立等の総合的な指導を行います。

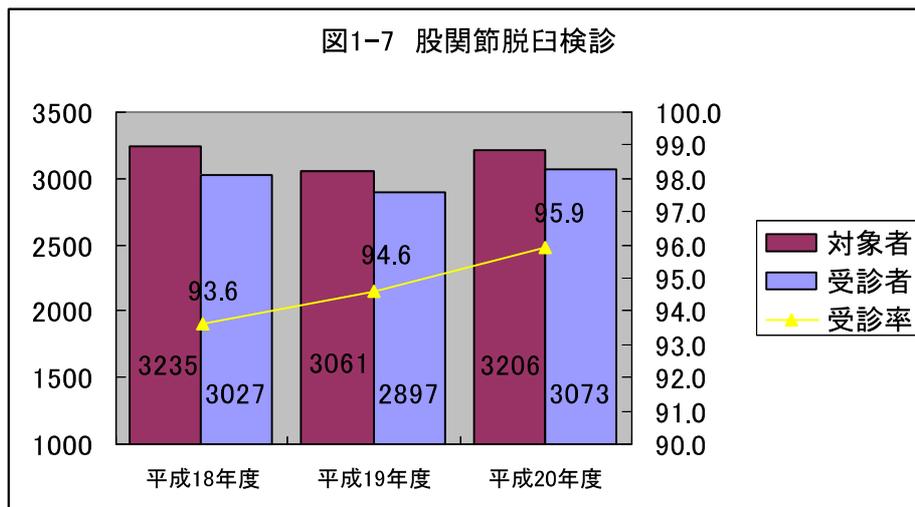


⑤ 股関節脱臼検診（健康課）

3か月児を対象に各保健センター、高崎・地域医療センターにおいて集団健康診査を実施しています。

《計画の目標・方向性》

整形外科的疾患を早期に発見・治療し、適切な指導を行うことにより、健康保持・増進を図ります。



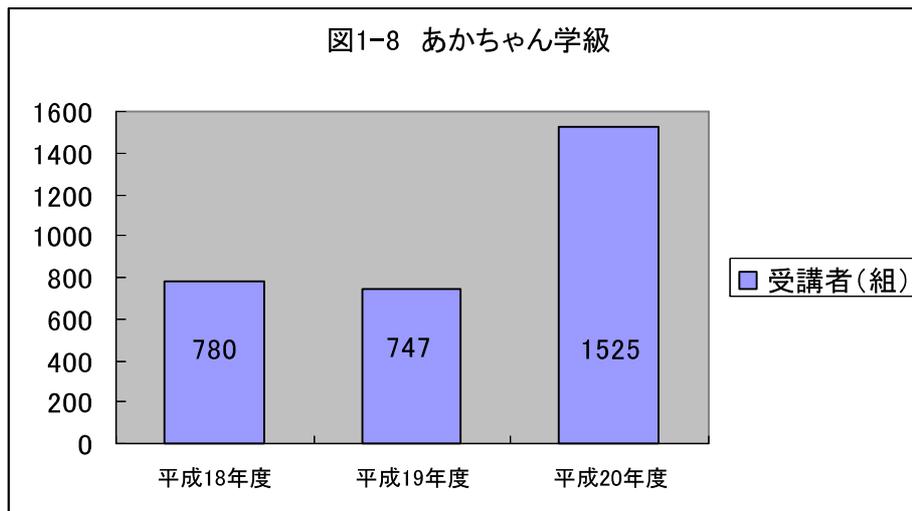
第1章 行動計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

3) あかちゃん学級（健康課）

生後5か月児と保護者を対象に各保健センター、高崎・地域医療センターにおいて健康教育を実施しています。

《計画の目標・方向性》

- ・乳幼児期の健全な発達を支援するため、育児指導や保護者同士の交流の場を提供し、育児不安の解消、家庭での育児力の向上に努めます。
- ・離乳食開始前の乳児を持つ保育者が、離乳食の必要性を理解し、適切な離乳ができるように努めます。



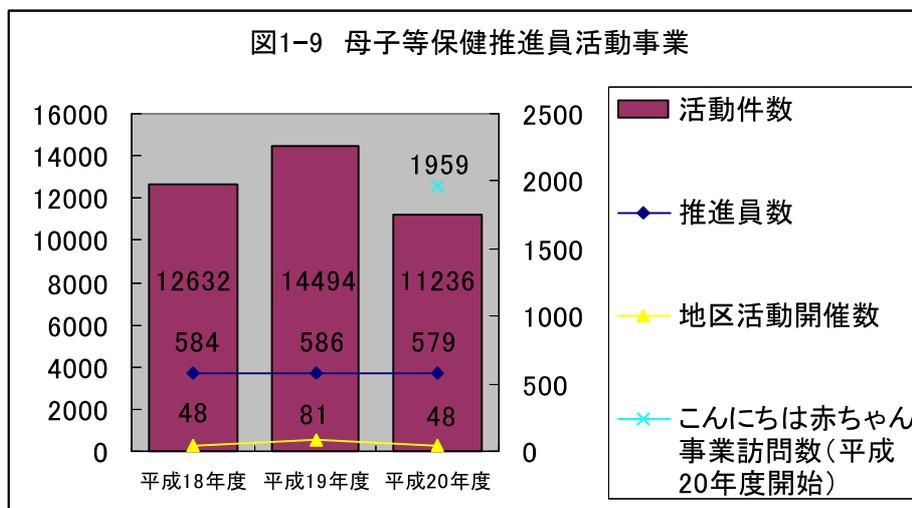
*平成18・19年度は希望者のみ、平成20年度から対象者に通知

4) 母子等保健推進員活動事業（健康課）

こんにちは赤ちゃん事業、子育て支援のための地区活動、健（検）診の受診勧奨を実施しています。

《計画の目標・方向性》

市と市民のパイプ役として地域の保健を推進し、乳幼児及び一般市民の健康保持増進を図ります。



5) 予防接種事業（健康課）

感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を行うとともに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施しています。

《計画の目標・方向性》

乳幼児健診・予防接種説明会・広報等により予防接種の重要性、必要性を周知し、感染症発生予防の接種勧奨を行います。

（2）親の育児不安の解消のため、乳幼児健診等を活用し、親への相談指導等の実施（健康課）

《計画の目標・方向性》

乳幼児期の不安に対して、必要なときに的確に対応できる支援体制を整備します。乳幼児期の親と子が地域で楽しくふれあい、また、問題解決できる機会・場を提供できるような体制を整備します。

（3）児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期から継続した支援体制の整備

（健康課）（こども家庭課）

《計画の目標・方向性》

事故や虐待により、心も体も傷つかないように、必要な時期に正しい知識の伝達を行い、一人ひとりが自分の生活を見直せるよう、保護者に対してアプローチしていきます。また、子どもへの虐待の早期発見や対応、発生防止などに努めるための支援体制を整えます。乳児期の不安に対して、必要なときに的確に対応できる支援体制を整備します。

（4）乳幼児健診等の場を活用した子どもの事故防止のための啓発等の取組の推進（健康課）

《計画の目標・方向性》

心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの発達段階に応じた事故防止のための正しい知識の伝達を行い、自分の生活を見直せる機会をつくります。

(5) 妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等

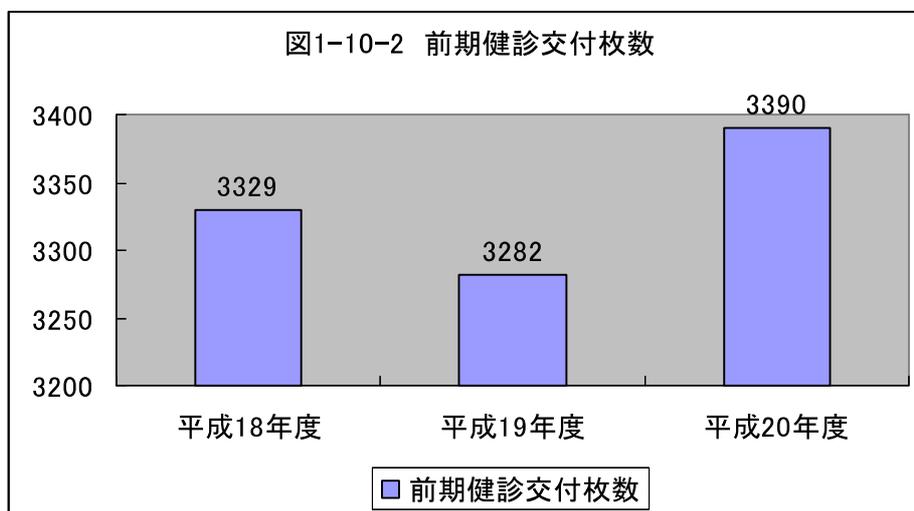
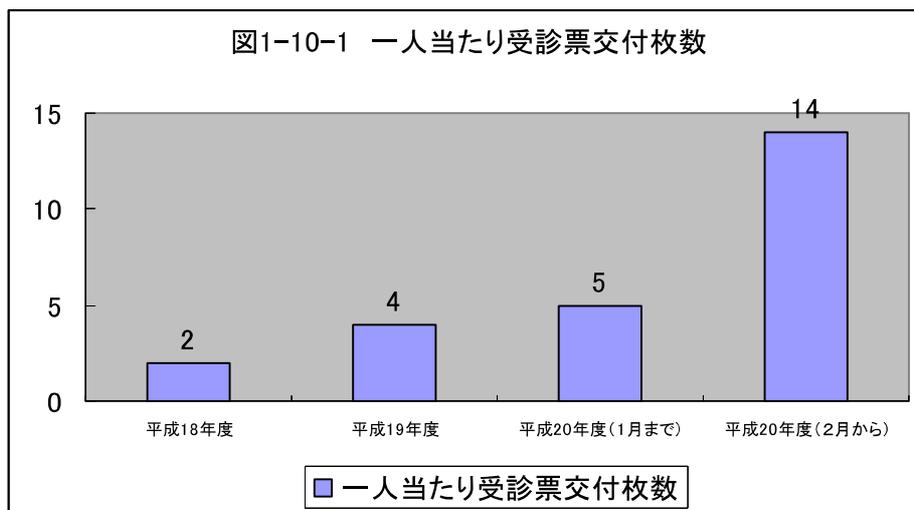
1) 妊婦健康診査（健康課）

妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療を行えるよう母体の変化や胎児の発育状態を定期的に確認します。

《計画の目標・方向性》

妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

平成 19 年度から妊婦健診受診票の交付枚数を増やし、21 年度から全妊婦に 14 枚の受診票を交付しています。

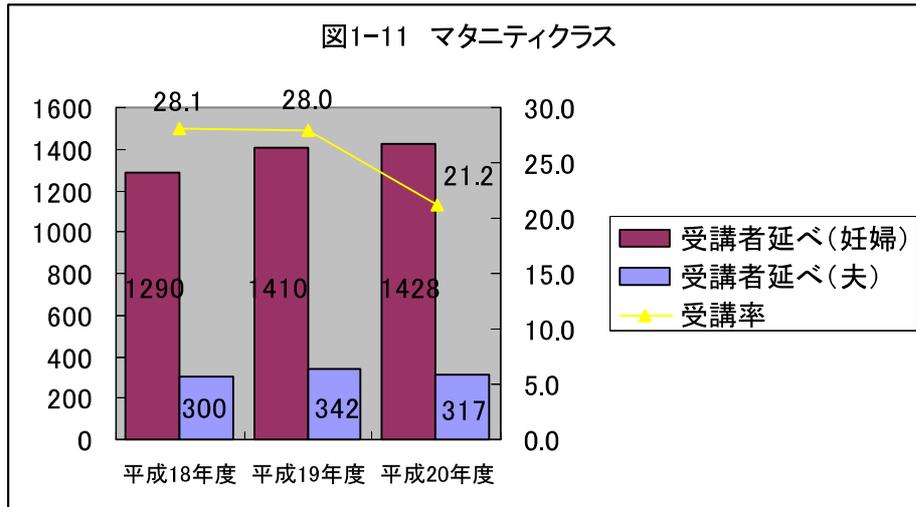


2) マタニティクラス (健康課)

妊娠中の母体の健康を守り、胎児の健全な発育を促すために妊娠、分娩、育児に対する正しい知識を与え、親としての自信と自覚を持つことを推進します。

《計画の目標・方向性》

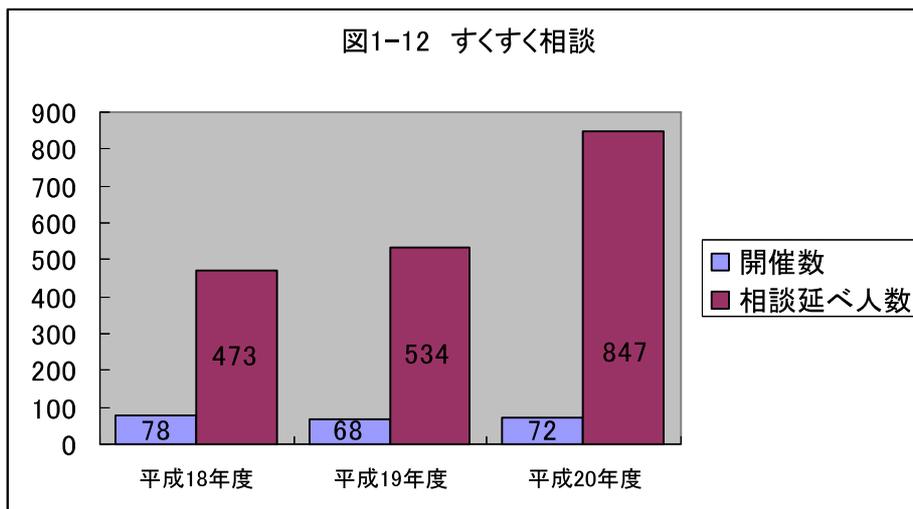
参加者の交流会、同窓会から育児の仲間づくりを促し、不安、孤立感の解消に努めます。また、夫の参加率の向上に努めます。



3) すくすく相談 (健康課)

《計画の目標・方向性》

妊娠中の生活、育児や栄養に関する相談により、不安の解消に努めます。

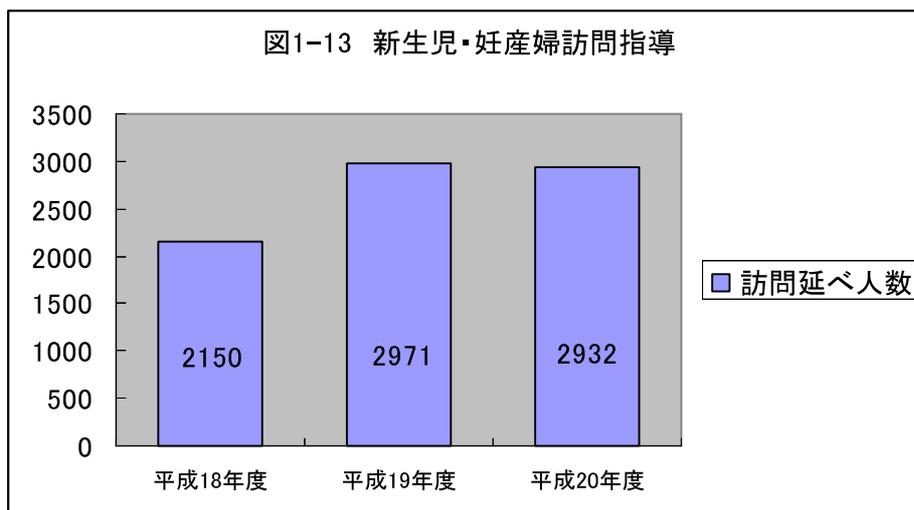


4) 助産師による新生児・妊産婦訪問指導（健康課）

育児上の困難や不安を感じる事が最も多い新生児期に家庭を訪問し、児の発育・生活環境等について助言し、育児不安の相談に応じ、よりよい育児を行えるよう指導を行っていきます。

《計画の目標・方向性》

育児不安の相談に応じるにより、よりよい育児を行えるよう支援します。



5) おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業（健康課）

母体と胎児を社会全体で守り、妊婦が安心して暮らせる社会を目指します。

《計画の目標・方向性》

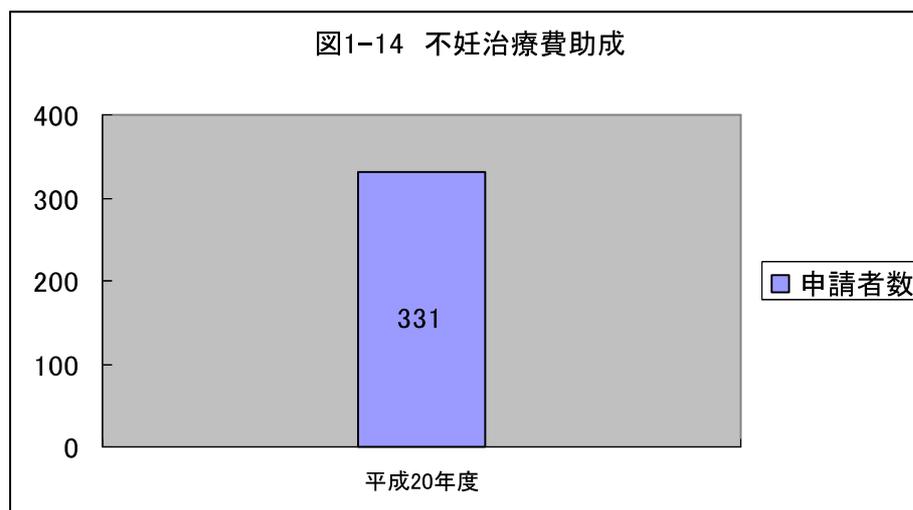
母子健康手帳交付時にオリジナルマタニティマーク入りのマタニティチェーンホルダーとマタニティ車用ステッカーを全妊婦に配布しています。地域であたたかく気づかい妊婦を見守ります。

6) 不妊治療費助成（健康課）

子どもを授かりたいと願い不妊治療を行う人の負担軽減を図ります。

《計画の目標・方向性》

不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ります。



第1章 行動計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



子どもや母親の健康の確保のまとめ

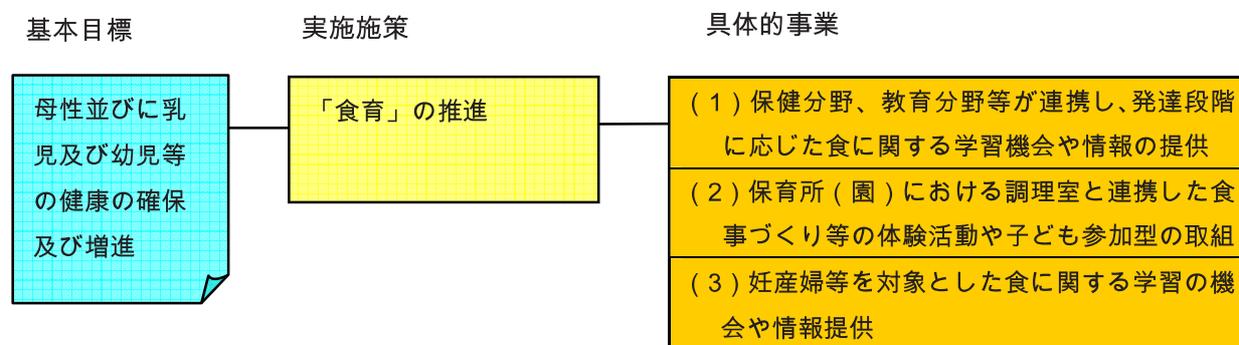
施策・事業名	目標値・方向性	担当課
母子健康手帳の交付	→交付の継続	健康課
3か月児健康診査	→健康診査の継続	健康課
10か月児健康診査	→健康診査の継続	健康課
1歳6か月児健康診査	→健康診査の継続	健康課
3歳児健康診査	→健康診査の継続	健康課
股関節脱臼検診	→健康診査の継続	健康課
あかちゃん学級	→継続	健康課
母子等保健推進員活動事業	→継続	健康課
予防接種事業	→継続	健康課
親の育児不安の解消のため、乳幼児健診等を活用し、親への相談指導等の実施	<p>おたんじょうはがきの周知徹底と活用 新生児・産婦訪問指導の充実 乳児相談の充実 乳幼児健康診査の充実（不安の解消など） あかちゃん学級、すくすく相談の充実 関係機関との連携強化 （医療機関、県児童相談部、保健福祉事務所など） 母子等保健推進員によるこんにちは赤ちゃん事業の充実 と地区活動の拡大 社会資源の活用と情報提供の徹底 まめの木学級の充実</p> <p>→充実、継続</p>	健康課
児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期から継続した支援体制の整備	<p>あらゆる機会を利用し、事故、虐待を未然に防ぐための啓発活動の推進 子ども虐待防止ネットワークの活用</p> <p>→充実</p>	健康課 こども家庭課
乳幼児検診等の場を活用した子どもの事故防止のための啓発等の取組の推進	<p>健康学習による生活スタイルの見直し、改善へのアプローチ 乳幼児健康診査の充実 相談体制の整備 あかちゃん学級、すくすく相談、まめの木学級の拡充 関係機関との連携、システムづくり あらゆる機会を通しての疾病や障がいに関する啓発活動の推進</p> <p>→充実</p>	健康課

第 1 章 行動計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
妊婦健康診査	→健康診査の継続	健康課
マタニティクラス	→継続	健康課
すくすく相談	→継続	健康課
助産師による新生児・妊産婦 訪問指導	→継続	健康課
おなかの赤ちゃんをみんなで 守る事業	→継続	健康課
不妊治療費助成	→継続	健康課



2 「食育」の推進



【動向と課題】

朝食欠食など食習慣の乱れや思春期におけるやせ型志向などが、子どもの心とからだの健康に大きく関係しており、発達段階における正しい食事の取り方や食習慣の定着、食を通じた家族関係づくりや心身の健全育成を図ることが求められています。

(1) 保健分野、教育分野等が連携し、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供 (健康教育課)

《計画の目標・方向性》

小中学校においては、栄養士、養護教諭や学級担任、教科担任等と連携した食教育を積極的に進めます。また、保護者や地域に対しては、望ましい食生活を営むために必要な啓発や指導、助言を行うなどの活動に努めます。

(2) 保育所(園)における調理室と連携した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組(保育課)

《計画の目標・方向性》

保育所(園)では、子どもたちが食に関して正しい知識、習慣が身につけられるように、各保育所(園)において、実情に合わせた「年間食育計画」を作成し、食育を進めていきます。行事や調理体験等も積極的に進め、子ども参加型の取組みを実践していきます。

(3) 妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供(健康課)

《計画の目標・方向性》

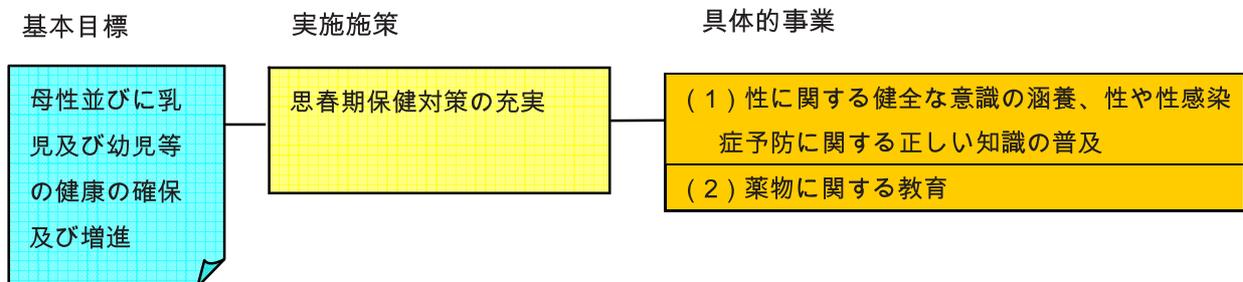
食に関して正しい知識を身につけられるように、それぞれの年代、対象に合った内容の食教育、食指導を実施し、個別に栄養相談も行います。



「食育」の推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
保健分野、教育分野等が連携し、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	平成20年度 「手づくりおやつ&簡単朝食レシピ集」 対象者・・・保護者 (年3回、幼稚園・児童館・公民館に配布) 学校給食広報誌「テーブルクロス」の発行 発行回数 年3回 幼稚園(公立)料理教室 対象者・・・保護者(実施回数 年3回) →平成20年度の実施(発行)回数の維持	健康教育課
保育所(園)における調理室と連携した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組	平成20年度 チャイルドクッキング(各保育所で実施) 親と子の試食会(各保育所で実施) 給食だよりの発行 →平成20年度の実施(発行)回数の維持	保育課
妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供	マタニティクラスでは妊娠中の食生活 あかちゃん学級、すくすく相談では離乳食指導 股関節脱臼検診では離乳食準備期の食指導 1歳6か月健診では幼児の栄養指導 3歳児健診では幼児の栄養指導 個別栄養相談を申し込み制で実施 →年代、対象にあった食教育、食指導の継続	健康課

3 思春期保健対策の充実



【動向と課題】

思春期における保健対策は、従来、学校保健が中心となり実施されてきました。しかし近年、この問題が注目されるにつれ、今後も保健福祉事務所や医療機関等といった地域保健との連携を深めながら性や性感染症の教育、薬物に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

(1) 性に関する健全な意識の涵養、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及（健康教育課）

《計画の目標・方向性》

出前講座や講演会の実施、広報誌の配布を通して性教育の充実を図ります。

(2) 薬物に関する教育（健康教育課）

《計画の目標・方向性》

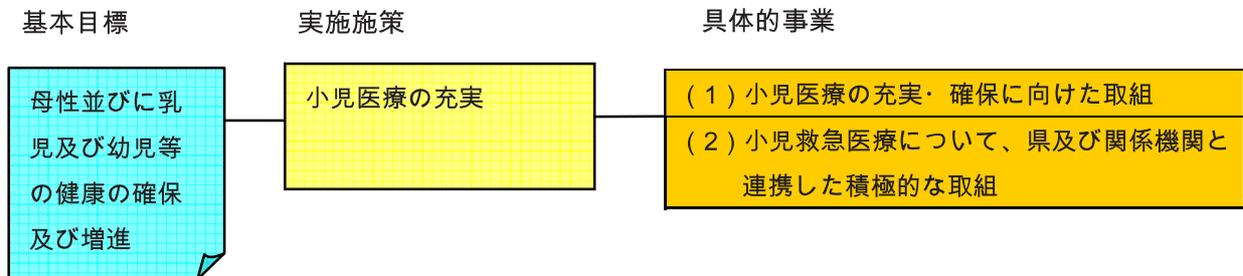
薬物乱用防止講演会の開催を通して望ましい行動選択ができるよう保健学習の充実を図ります。



思春期保健対策の充実のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
性に関する健全な意識の涵養、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	平成20年度 AIDS広報誌の配布 対象；小中高生 15,500枚 助産師による「命の大切さの授業」の実施 年11校 婦人科校医による「性教育講演会」の実施 年2校 →平成20年度実施校数の維持	健康教育課
薬物に関する教育	平成20年度 薬物乱用防止講演会開催対象数 26校 →平成20年度実施校数の維持	健康教育課

4 小児医療の充実



【動向と課題】

医療費の無料化については、平成21年10月より、中学校3年生までを対象に行っています。また、ひとり親家庭に対しては、医療費助成制度を設け、医療費負担の軽減を図っています。しかし、さらなる負担の軽減を求める親も多くなっており、今後とも各種助成制度の改善について検討していく必要があります。救急医療体制については、一次救急として「休日在宅当番医制」「休日準夜診療所」「休日歯科診療所」、二次救急として「病院群輪番制」、さらに三次救急として「救命救急センター」がありますが、これらの充実と、特に小児救急医療の確保が緊急な課題となっています。

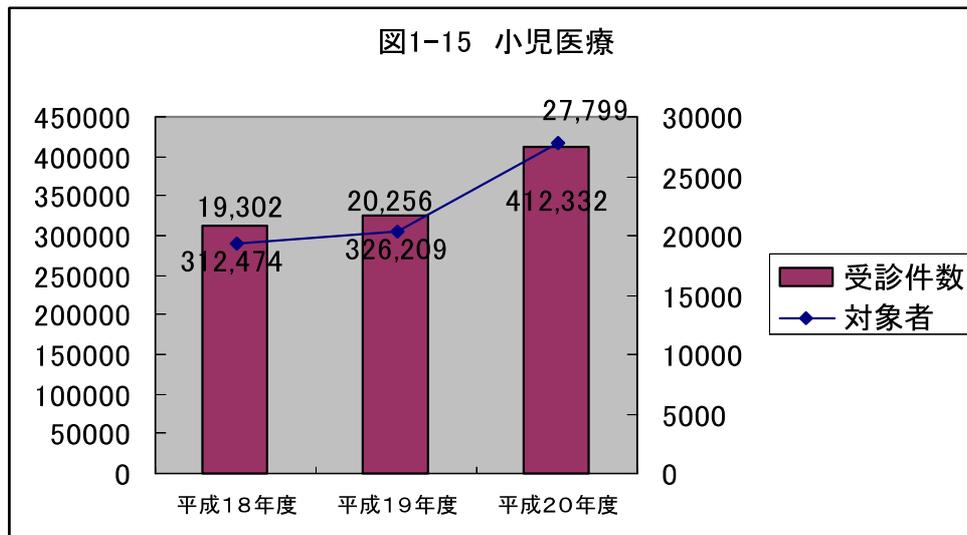
(1) 小児医療の充実・確保に向けた取組

1) 子ども医療費の無料化（保険年金課）

中学校3年生以下（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が保険医療機関で診療等を受けた場合に当該保険医療機関等に支払う自己負担金に相当する金額を助成します。

《計画の目標・方向性》

今後も医療費助成制度を継続し、子ども医療の確保に努力していきます。



第1章 行動計画 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(2) 小児救急医療について、県及び関係機関と連携した積極的な取組（健康課）

《計画の目標・方向性》

医師の確保及び準夜診療所等の初期医療機関や二次医療機関の充実強化並びに国立病院機構高崎総合医療センターの小児救急診療体制の整備について、医師会や県等の関係機関と積極的に協議を重ねることにより、24時間365日診療可能な体制の整備を推進します。

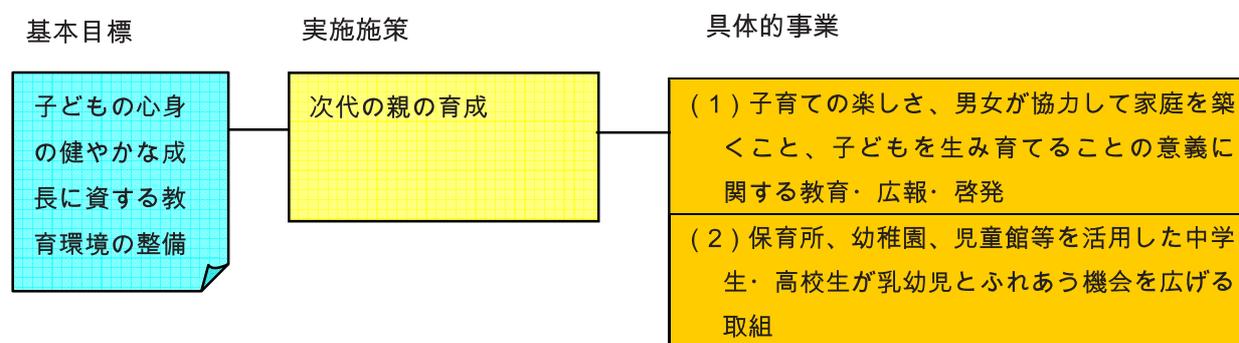


小児医療の充実のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
子ども医療費の無料化	平成20年度 対象者 27,799人 受診件数 412,332件 中学校3年生の3月31日まで →継続	保険年金課
小児救急医療について、県及び関係機関と連携した積極的な取組	24時間365日の小児救急診療体制の整備 →継続	健康課

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成



【動向と課題】

乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増加しています。子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意識、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発していく必要があります。

(1) 子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発

1) 乳幼児期子育て講座（社会教育課）

《計画の目標・方向性》

育児不安を持つ親や、子どもへの接し方のわからない親の増加等に対応するため、親子の触れ合いやしつけ、コミュニケーションの取り方等についての基本的な理解を深めるための講座です。

2) 幼児期子育て講座（社会教育課）

《計画の目標・方向性》

深刻化する最近の子育ての問題に対応するため、幼児を持つ親に家庭教育について考える機会を持ってもらい、子育てやしつけ、心や体の発達や理解、問題行動等について学習し、あたたかい家庭をつくるための子育て講座です。

3) 就学健診等の機会を活用した子育て講座（社会教育課）

《計画の目標・方向性》

小学校入学前の子どもを持つ全ての親を対象に、子育てやしつけなどの家庭教育について考える機会を持ってもらい、入学前や子育ての不安を解消し、あたたかい家庭をつくるための講座です。

第1章 行動計画 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(2) 保育所、幼稚園、児童館等を活用した中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を広げる取組

1) 中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実

① 保育体験活動の推進（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

各学校の授業の一環として保育所と連携した体験活動を実施します。

② 中学生・高校生の子育て体験講座（社会教育課）

《計画の目標・方向性》

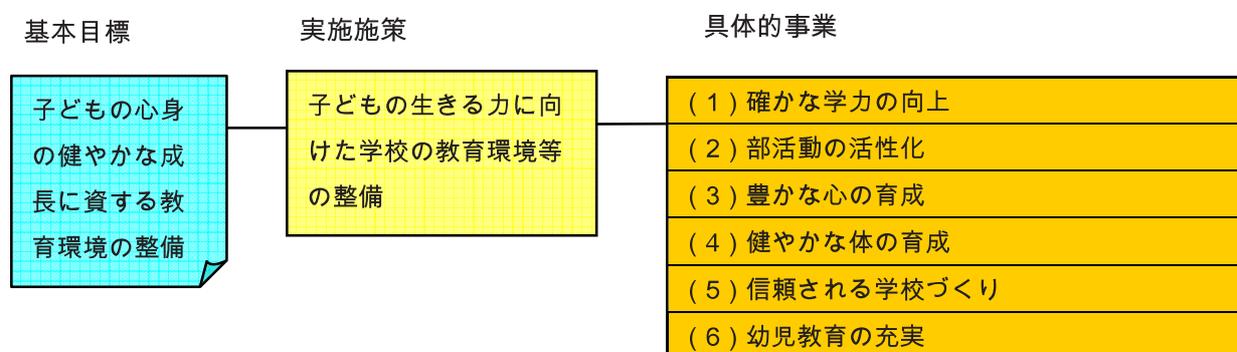
将来親となる中・高校生が、乳幼児とふれあうことで命の大切さや子育ての意義を理解し、家庭のあり方を考える機会を提供する講座です。



次代の親の育成のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発	乳幼児期子育て講座 平成20年度 開催数 年16回（9か所） 参加者数 637名 →平成20年度開催回数の維持	社会教育課
	幼児期子育て講座 平成20年度 開催数 年5回（5か所） 参加者数 406名 →平成20年度開催回数の維持	
	就学児子育て講座 平成20年度 開催数 年53回（53か所） 参加者数 3232名 →平成20年度開催回数の維持	
保育所、幼稚園、児童館等を活用した中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を広げる取組	保育体験活動の推進 →継続	学校教育課
	中学生・高校生の子育て体験講座 平成20年度 開催数 年8回（4か所） 参加者数108名 →平成20年度開催事業の継続	社会教育課

2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備



【動向と課題】

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

(1) 確かな学力の向上

1) 基礎・基本の定着と自ら学び自ら考える力の育成（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実及び自ら学び自ら考える力の育成を図ります。少人数指導や、ティーム・ティーチングの充実を図ります。

(2) 部活動の活性化

1) 外部人材の協力による学校の活性化などの取組の推進（健康教育課）

《計画の目標・方向性》

中学校の運動部活動において、指導者の不足している学校に民間の外部指導者を派遣します。

(3) 豊かな心の育成

1) 道徳教育の充実（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

指導内容の重点化や体験的活動を推進し、道徳教育の充実を図ります。

2) 地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

やるベンチャーウィークの推進、体験を通した生きる力の育成、推進を図ります。

第1章 行動計画 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

3) 学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくり

《計画の目標・方向性》

学校と家庭・地域社会との連携の推進、家庭や学校などとの連携による教育、啓発普及、相談などを通して、情報の提供に努めます。

(4) 健やかな体の育成

1) 学校におけるスポーツ環境の充実（健康教育課）

《計画の目標・方向性》

自ら進んで取り組む体力づくり、外で元気に遊ぶ習慣づくり、心と体を鍛える部活動の活性化を図ります。スポーツ環境を整備し、体力の向上を図ります。

2) 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育の推進（健康教育課）

《計画の目標・方向性》

健康教育年間計画に基づく保健学習、食に関するきめ細かな指導、歯科保健指導、学校保健委員会の開催の推進。家庭や地域と連携して心身の健康を保持増進するための実践力の向上を図ります。

(5) 信頼される学校づくり

1) 開かれた学校づくり

① 学校評議員制の充実（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

開かれた学校づくりのための学校評議員を活用します。

② 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

地域の人的・物的資源の活用、地域の実態に即した総合的な時間の充実を図ります。

③ 教職員の資質の向上（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

指導力、人間力向上のための教職員研修の充実に努め、信頼される教師と児童生徒への指導援助の充実を図ります。

(6) 幼児教育の充実

1) 幼児教育についての情報提供の推進（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

幼児問題協議会を開催し、幼児教育の課題・在り方等について協議を重ね幼稚園、保育所（園）の情報交換ならびに連携を深めます。

第 1 章 行動計画 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

2) 幼稚園及び保育所・小学校との連携を図る体制の構築（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

幼保小連絡協議会を開催して発達段階に応じた指導の在り方を講演会や授業・保育参観を通して共に学びあい、指導の充実を図ります。

3) 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定（幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼・保・小連携等）（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

幼稚園教育推進計画に基づく取組みを実践します。未就園児の保育体験活動を実施します。



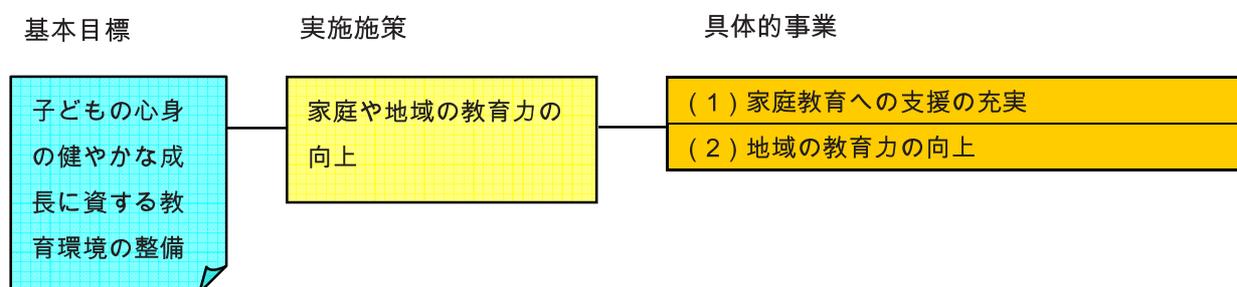
子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
確かな学力の向上	少人数指導、ティーム・ティーチングの時間の充実 →継 続	学校教育課
部活動の活性化	外部人材の協力による部活動の活性化などの取組の推進 平成20年度 市内16校 55人派遣 →継 続	健康教育課
豊かな心の育成	指導内容の重点化や体験的活動を推進し、道徳教育の充実を図る →継 続 やるベンチャーウィークの推進 →継 続 行政、学校、地域との連携の充実 相談機能の充実 →継 続	学校教育課

第1章 行動計画 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
健やかな体の育成	学校におけるスポーツ環境の充実 平成20年度 ・スポーツテストの実施（小中学校） ・小中学校の各種体育大会の実施 →継続 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育の推進 平成20年度 健康教育年間計画に基づく保健学習の実施 新入学児童歯科保健指導の実施 学校給食を核にして食に関するきめ細やかな指導の充実 学校保健委員会の一層の充実 →継続	健康教育課
信頼される学校づくり	学校評議員制の充実 平成20年度 全学校評議員数717人 会議開催数 年4回 →継続 総合的な学習の時間などを活用した地域に根ざした特色ある学校づくりの推進 →継続 教職員研修の実施 →継続	学校教育課
幼児教育の充実	幼児問題協議会の開催 →継続 幼保小連絡協議会の開催 →継続	学校教育課
幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定（幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼・保・小連携等）	幼稚園教育推進計画の推進 →継続	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上



【動向と課題】

核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。地域における子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談等の充実を図り、家庭における養育機能の向上を図らなければなりません。

(1) 家庭教育への支援の充実

1) 家庭教育学級、講座の開催

① 家庭教育学級（中央公民館及び地区公民館）

《計画の目標・方向性》

子どもを取り巻く現実は一層厳しく、親も先が見えない社会に不安を感じています。このような親を対象に講義を聞くだけでなく、受講者自身が子育てや親子のあり方について考え、意見交換しあう講座を開設します。全公民館で「子育て」や「家庭教育に関すること」をテーマにした講座や「親子リトミック」や「親子ふれあい講座」を実施していきます。

② 子育て支援講座（中央公民館）

《計画の目標・方向性》

親として思春期の子どもにどう対応しているか、子どもの心をどのように捉え、守り、育てていくかをテーマに、思春期の子どもをもつ親が抱える悩みを解消するための実践的な子育て支援講座を開設します。

③ 子育てサークル・団体等の集い（社会教育課）

《計画の目標・方向性》

子どもは家庭の中だけでなく、地域全体で育てることが大切です。そこで、地域の子育てサークルや団体、子育てに関心のある方が相互に子育ての支援や援助のあり方を考える集いについて考え、ネットワークを構築し、情報を発信していきます。

第1章 行動計画 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

④ 子育て支援スキルアップ講座（社会教育課）

《計画の目標・方向性》

子育てサークル等で中心となっている方へ子育てに関する学習会を持ち、専門的な知識や技法、コミュニケーション能力を学習します。

(2) 地域の教育力の向上

1) 地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実（青少年課）

《計画の目標・方向性》

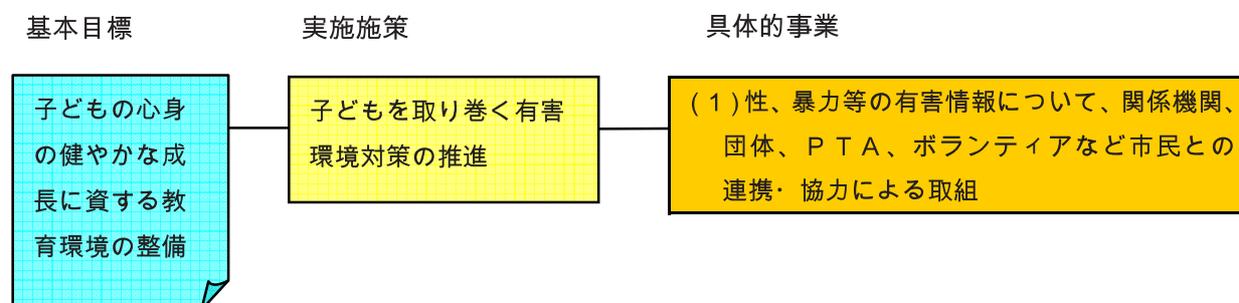
小学生を対象に多様なスポーツや文化活動を通じて新しい体験の機会を提供し、健全育成活動を推進している高崎市児童・文化スポーツ連合会への支援を推進します。



家庭や地域の教育力の向上のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
家庭教育学級、講座の開催	家庭教育学級 平成20年度（中央公民館） 1講座（5回 延べ106人） 平成20年度（地区公民館） 41館 57講座 →平成21年度より全館実施、 平成20年度の開催回数の維持	中央公民館 及び 地区公民館
	子育て支援講座 平成20年度 2講座（年8回 延べ135人） →平成20年度の開催回数の維持	中央公民館
	子育てサークル・団体の集い 平成20年度 開催数 年2回（1か所） 参加者数 55名 →平成20年度開催事業の継続	社会教育課
	子育て支援スキルアップ講座 平成20年度 開催数 年3回（1か所） 参加者数 121名 →平成20年度開催事業の継続	
地域の教育力の向上	平成20年度 子どもフェスティバルの開催 →継続	青少年課

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



【動向と課題】

一般書店やメディア上の性や暴力に関する有害情報が子どもに悪影響を及ぼすのではないかと懸念がされています。児童・生徒にとって有害となる図書等の調査や有害となる施設への立ち入りの制限など地域ボランティア等と連携した取組が必要です。

(1) 性、暴力等の有害情報について、関係機関、団体、PTA、ボランティアなど市民との連携・協力による取組（青少年課）

《計画の目標・方向性》

- 1) 関係機関、団体の協力により、電話ボックス内に置かれた風俗関係の広告物や電柱等に違法に貼付されたビラ、チラシの撤去。
- 2) 青少年の目に触れさせたくない成人雑誌やビデオ等の適正な廃棄、追放のために市内14か所に白ポストを設置し、回収廃棄。



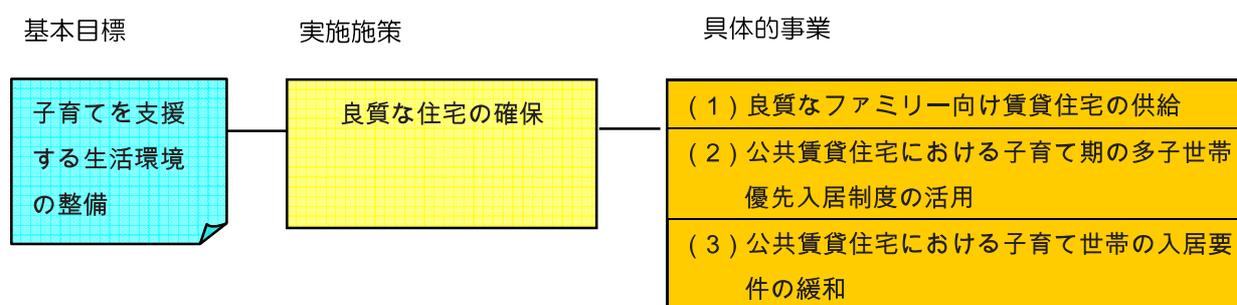
子どもを取り巻く有害環境対策の推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
性、暴力等の有害情報について、関係機関、団体、PTA、ボランティアなど市民との連携・協力による取組	平成18年度 白ポスト 一般雑誌600冊 有害雑誌1,884冊 有害ビデオ395本 有害CD・DVD195枚 ブックモニター 19人(青少年育成補導推進員から) 平成19年度 白ポスト 一般雑誌407冊 有害雑誌1,804冊 有害ビデオ268本 有害CD・DVD288枚 ブックモニター 19人(青少年育成補導推進員から) 平成20年度 白ポスト 一般雑誌1,020冊 有害雑誌1,791冊 有害ビデオ297本 有害CD・DVD398枚 →継 続	青少年課



第4節 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保



【動向と課題】

子どもを育てていく上で、居住環境は重要な要素のひとつであり、子育て家庭における良質な住宅の確保に伴う支援対策が必要です。

(1) 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給

公営住宅整備事業（建築住宅課）

健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉を推進します。

《計画の目標・方向性》

子どもたちが伸び伸びと活動し、家族全員がゆとりと豊かさを感じながら子育てを楽しむことのできる居住環境を整備します。

（山名市営住宅建替整備事業の推進（H22・23））

(2) 公共賃貸住宅における子育て期の多子世帯優先入居制度の活用

公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入所制度事業（建築住宅課）

《計画の目標・方向性》

中学生以下の子どもが3人以上いる世帯の優先入居を推進します。

(3) 公共賃貸住宅における子育て世帯の入居要件の緩和（建築住宅課）

《計画の目標・方向性》

公共賃貸住宅における子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）の入居収入基準の引き上げを検討していきます。

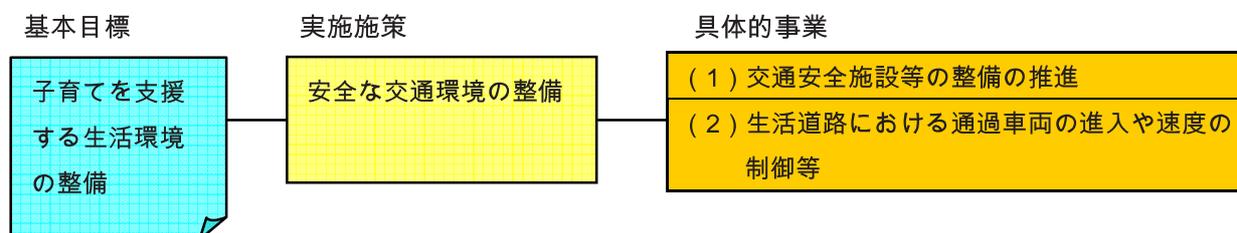


良質な住宅の確保のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
良質なファミリー向け賃貸住宅の供給	公営住宅整備事業 平成20年度 3,879件 山名市営住宅建替整備事業の推進 →継続	建築住宅課
公共賃貸住宅における子育て期の多子世帯優先入居制度の活用	公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入所制度事業 平成20年度 5件 (中学生以下の子どもが3人以上いる世帯の優先入居) →継続	建築住宅課
公共賃貸住宅における子育て世帯の入居要件の緩和	公共賃貸住宅における子育て世帯(小学校就学前の子どもがいる世帯)の入居収入基準の引き上げ →継続	建築住宅課



2 安全な交通環境の整備



【動向と課題】

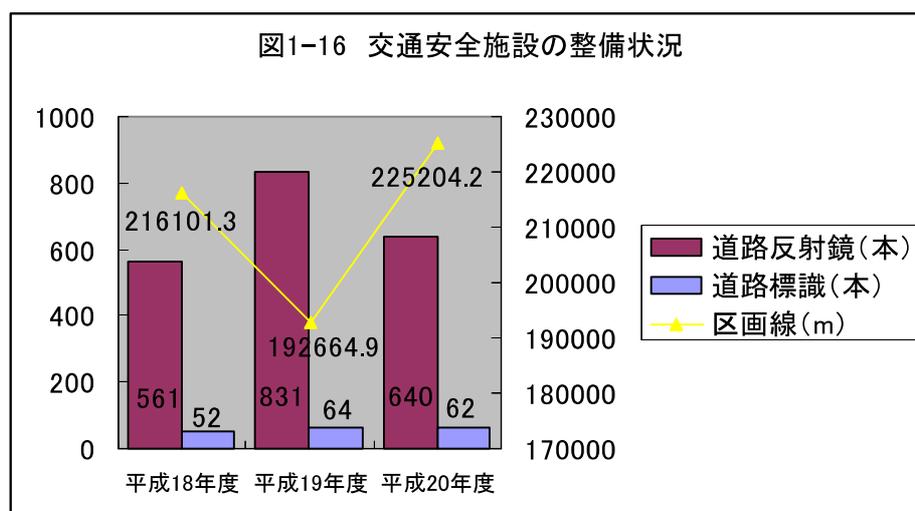
妊産婦、幼児連れの親などが安心して外出できるよう、道路交通環境の確保が必要です。

(1) 交通安全施設等の整備の推進

1) 交通安全施設の整備（交通地域安全課）

《計画の目標・方向性》

安全かつ快適な交通環境の整備を図るため、道路反射鏡、区画線、道路標識その他の整備を行います。



(2) 生活道路における通過車両の進入や速度の制御等（交通地域安全課）

《計画の目標・方向性》

道路における進入禁止・速度制限等の規制の措置は、警察署が所管しているため地域との連絡調整について実施していきます。

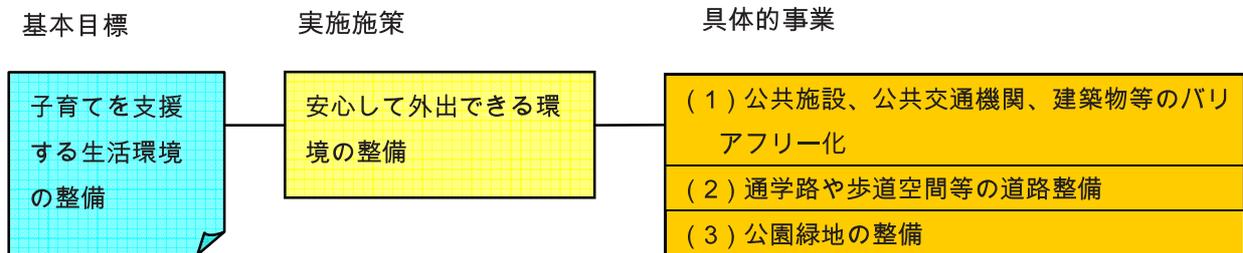


安全な交通環境の整備のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
交通安全施設等の整備の推進	交通安全施設等の整備 →継続	交通地域安全課
生活道路における通過車両の進入や速度の制御等	関係機関への連絡調整 →継続	交通地域安全課



3 安心して外出できる環境の整備



【動向と課題】

公共施設等の整備にあたっては、段差の解消やすべての市民が利用しやすいユニバーサル・デザインの考え方による、安心して子育てができるまちづくり等が必要です。

(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化（都市計画課）

《計画の目標・方向性》

高齢者や障がい者などの自立した日常生活及び社会生活を確保し、だれもが心豊かな生活が実現できるよう公共交通を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、高崎駅を中心とした重点整備地区内の駅、駅前広場、周辺の道路、信号機、主な公共施設、大型店舗などのバリアフリー化を推進します。

また、新町駅周辺についてもバリアフリー化を推進するため、平成22年度を目途に「バリアフリー基本構想」を策定します。

(2) 通学路や歩道空間等の道路整備（土木課）

《計画の目標・方向性》

交通弱者である障がい者や高齢者と子どもなどが安心して外出できる道路整備を行うことが求められています。特に登下校時に児童等が使用する通学路や歩道空間は、ユニバーサル・デザインの考え方を基本に段差の解消や波打ち歩道を改善し、障害物等の移設や撤去を行うとともに平坦性を確保した連続性のある安全で安心した通行ができる歩道整備を推進します。

また、倉渕中学校の通学路の整備として、新しい烏川橋の整備を推進します。26年度までの計画は以下のとおりです。

平成21年度…用地買収 平成22年度…用地買収、仮橋下部工施工 平成23年度…仮橋架設、旧橋撤去
 平成24・25年度…本橋下部工施工 平成26年度…仮橋撤去

第1章 行動計画 子育てを支援する生活環境の整備

(3) 公園緑地の整備（公園緑地課）

《計画の目標・方向性》

公園緑地については、犯罪防止の観点から、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するとともに、照明灯により、夜間の人の行動が視認できる程度の照度が確保できるよう整備を行います。また、ユニバーサル・デザイン化を推進します。

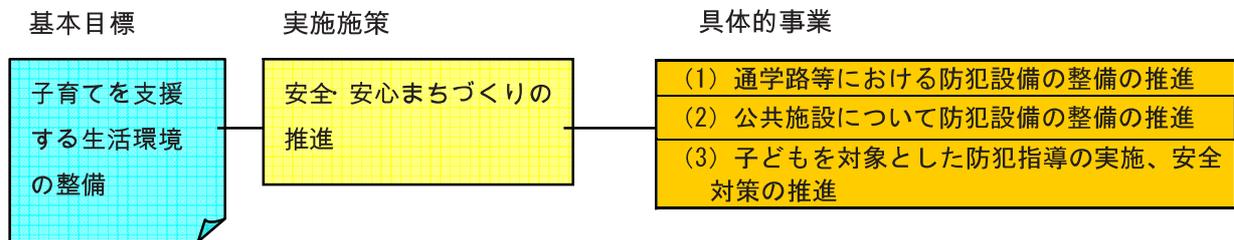
なお、公園整備の一環として、遊具の点検実施強化月間を平成21年度から設け、11月を強化月間としています。



安心して外出できる環境の整備のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	バリアフリー化のための方針や事業を定めた基本構想により推進 新町駅周辺バリアフリー基本構想 →継続	都市計画課
通学路や歩道空間等の道路整備	段差の解消、波打ち歩道の改善、障害物等の撤去の実施 平坦性を確保した安全で安心な歩道整備 烏川橋の整備 →継続	土木課
公園緑地の整備	夜間の適した照度の確保、周辺からの見通しに配慮した整備 ユニバーサル・デザイン化の推進 遊具の点検強化月間 →継続	公園緑地課

4 安全・安心まちづくりの推進



【動向と課題】

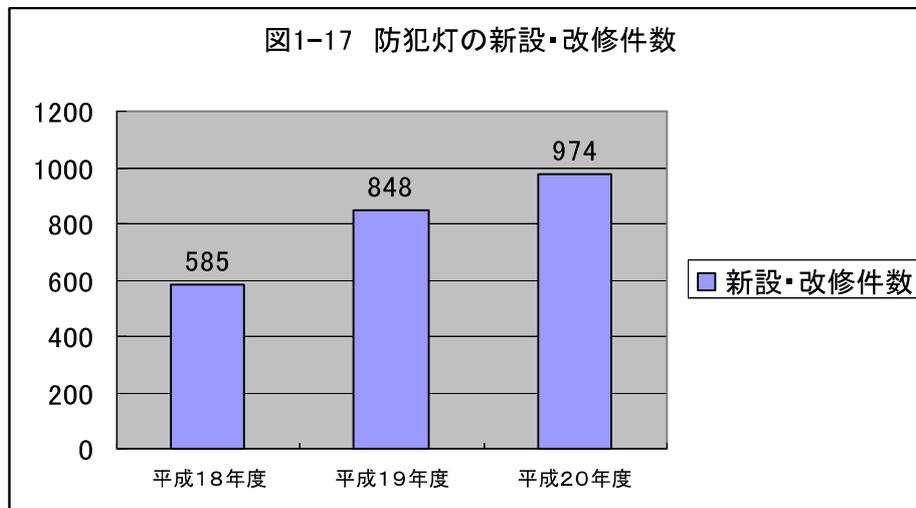
子どもや子ども連れの親などを犯罪から未然に防ぐため、防犯灯の設置など犯罪防止に配慮したまちづくりが求められています。

(1) 通学路等における防犯設備の整備の推進

1) 防犯灯の整備促進（総務部庶務課）

《計画の目標・方向性》

犯罪防止と交通安全を図るため町内会が設置し、維持管理する街路灯の新設及び改修等の費用の一部を補助します。（街路灯設置費補助金）



2) 防犯灯の活用促進（総務部庶務課）

《計画の目標・方向性》

不特定多数を狙った危険な各種社会犯罪が急増する中で市民の安全の確保を図るため街路灯の活用を促進します。町内会が設置し、維持管理する街路灯の電気料の一部を補助します。

第1章 行動計画 子育てを支援する生活環境の整備

(2) 公共施設について防犯設備の整備の推進（建築住宅課）

《計画の目標・方向性》

公共施設について防犯設備の整備等を推進します。

(3) 子どもを対象とした防犯指導の実施、安全対策の推進（青少年課）

《計画の目標・方向性》

市内全小学校児童を対象に防犯指導用パンフレットを作成・配布して学校と家庭双方で子どもへの指導を行います。

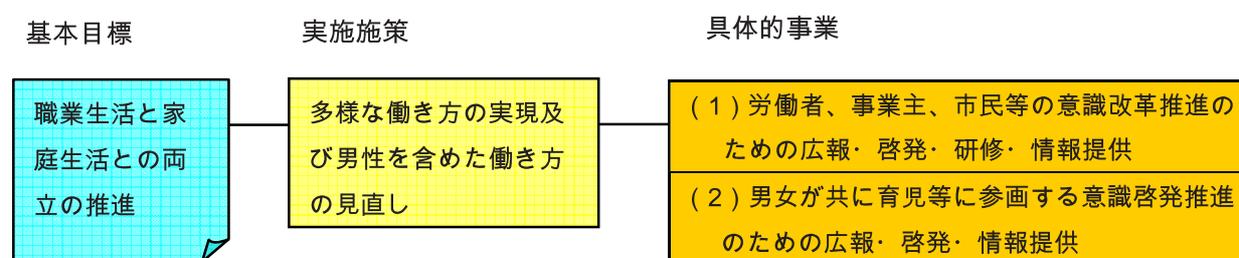


安全・安心まちづくりの推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
通学路等における防犯設備の整備の推進	防犯灯の整備促進 平成20年度 街路灯の新設、改修件数 974件 新設、改修等の費用の一部を補助 →継続 防犯灯の活用促進 街路灯の電気料の一部を補助（町内会が設置したもの） →継続	総務部 庶務課
公共施設について防犯設備の整備の推進	防犯設備の整備 →継続	建築住宅課
子どもを対象とした防犯指導の実施、安全対策の推進	子どもを対象とした防犯指導の実施 平成19年度 防犯マニュアルパンフレット：4,000部 「いかのおすし」下敷き：3,500枚 平成20年度 「いかのおすし」下敷き：3,700枚 危機管理マニュアルの作成及び見直し 実地訓練の実施 →継続	青少年課

第 5 節 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し



【動向と課題】

核家族化や女性の社会進出により、子育てを取り巻く環境は大きく変化していますが、地方社会の慣習には、男女の役割に対する固定的な考え方が残っているところもあります。これらの壁を徐々にできるかぎりなくし、男女を問わず、個人としての能力と個性を十分に発揮できる社会を目指していくことが必要です。

子どもの病気などを理由とした休暇の取得の困難、また、子どもとふれあう時間のない親も多く、子育てに積極的に参加が難しい状況にあります。このため、育児休業や介護休業が気兼ねなく取れる職場環境の促進が望まれ、子育てを楽しむことのできる就労環境が必要です。

(1) 労働者、事業主、市民等の意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供

仕事と妊娠、出産、育児の両立を望む人が、家族や職場の理解と協力が得られるよう、社会的支援体制を整備（健康課）

《計画の目標・方向性》

母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進、母子健康手帳の活用の充実を図ります。

(2) 男女が共に育児等に参画する意識啓発推進のための広報・啓発・情報提供（人権男女共同参画課）

男女が対等なパートナーとして共に育児等に参画するための意識啓発を推進します。

《計画の目標・方向性》

講演会、セミナー、広報誌等により意識啓発を推進します。

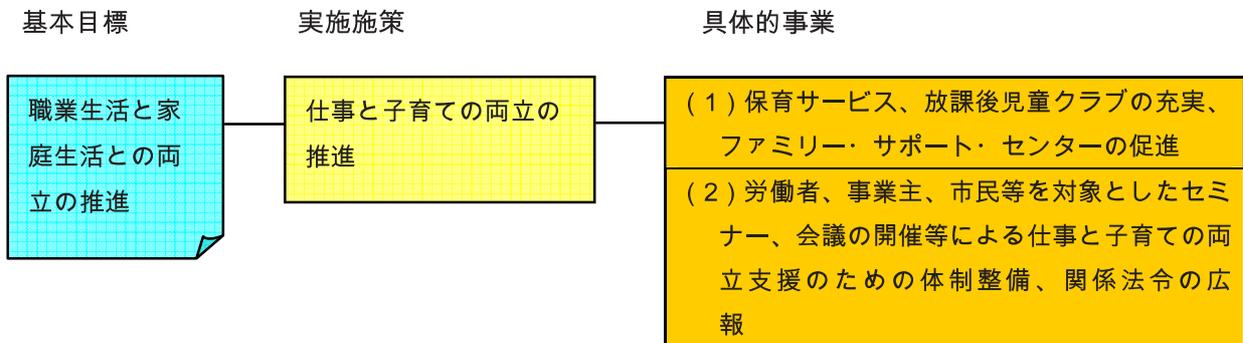


多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しのまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
労働者、事業主、市民等の意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供	仕事と妊娠、育児の両立を望む人への支援体制 ・ 母子健康管理指導事項連絡カードの利用促進 ・ 母子健康手帳の活用 →充 実	健 康 課
男女が共に育児等に参画する意識啓発推進のための広報・啓発・情報提供	意識啓発講演会、セミナー、広報誌の発行 →継 続	人権男女 共同参画課



2 仕事と子育ての両立の推進



【動向と課題】

仕事と子育ての両立を支援することは、女性の社会進出が増大し、男女共同参画社会の実現が必要な現代社会において、欠かすことのできない支援の方向性です。一層の保育サービスの充実や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどの促進が必要です。

(1) 保育サービス、放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センターの促進

《計画の目標・方向性》

第 1 章第 1 節を参考としてください。(再掲)

(2) 労働者、事業主、市民等を対象としたセミナー、会議の開催等による仕事と子育ての両立支援のための体制整備、関係法令の広報

女性の就労に関する資料収集と情報提供、女性の職域の拡大、育児、介護休業制度の周知啓発と定着(工業課)

《計画の目標・方向性》

(財) 21世紀職業財団、ハローワークなどが実施する事業の普及、啓発、広報誌によるPR等を実施します。男女がともに当たり前のこととして、育児休業や介護休暇をとれる職場環境や、家庭で子どもと十分ふれあうことができる就労環境づくりの啓発に努めます。



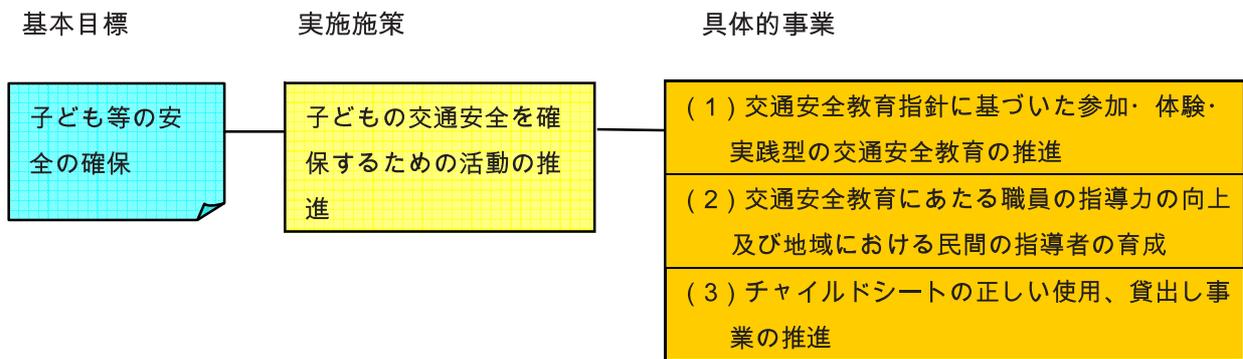
仕事と子育ての両立の推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
保育サービス、放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センターの促進	第 1 章第 1 節を参考としてください。(再掲)	こども家庭課 保 育 課
労働者、事業主、市民等を対象としたセミナー、会議の開催等による仕事と子育ての両立支援のための体制整備、関係法令の広報	女性の就労に関する資料収集と情報提供 女性の職域の拡大 育児、介護休業制度の周知啓発と定着 (財)21世紀職業財団、ハローワーク実施の事業の普及、PR 育児休業、介護休暇が取得できる職場環境づくりの啓発 →継 続	工 業 課



第6節 子ども等の安全の確保

1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進



【動向と課題】

子ども等を交通事故から守るため、警察、学校、地域などの関係主体がお互いに連携し協力体制のもと総合的な交通事故の防止に向けた取組みが必要です。

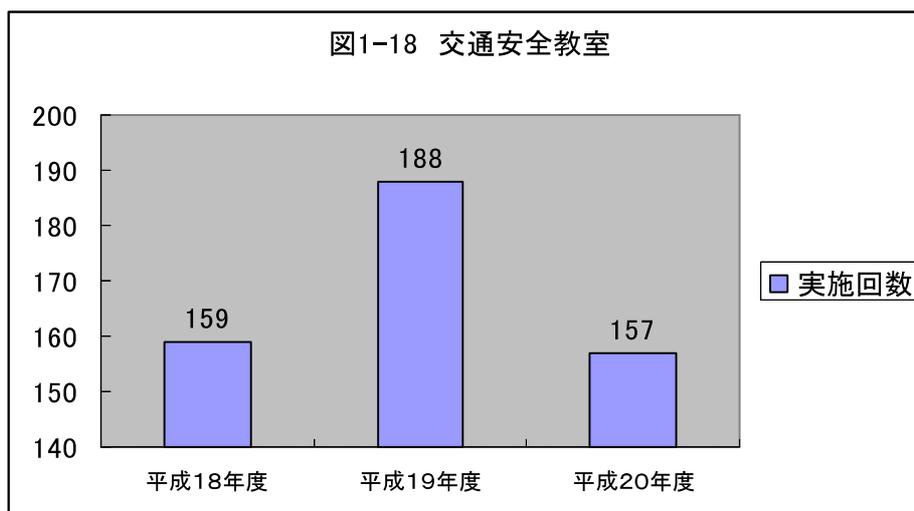
(1) 交通安全教育指針に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

1) 幼児のための交通安全教室（交通地域安全課）

《計画の目標・方向性》

市内全地域の保育所、幼稚園を対象にした参加、体験型の安全教室を開催します。

(1園あたり、年2回実施)



第1章 行動計画 子ども等の安全の確保

2) 児童のための交通安全教室（健康教育課）

《計画の目標・方向性》

市内52小学校を対象にした体験、実践型の安全教室を和田橋交通公園で開催します。

（1校あたり、2学年が実施 主に3年生～5年生）

(2) 交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成 (交通地域安全課)

《計画の目標・方向性》

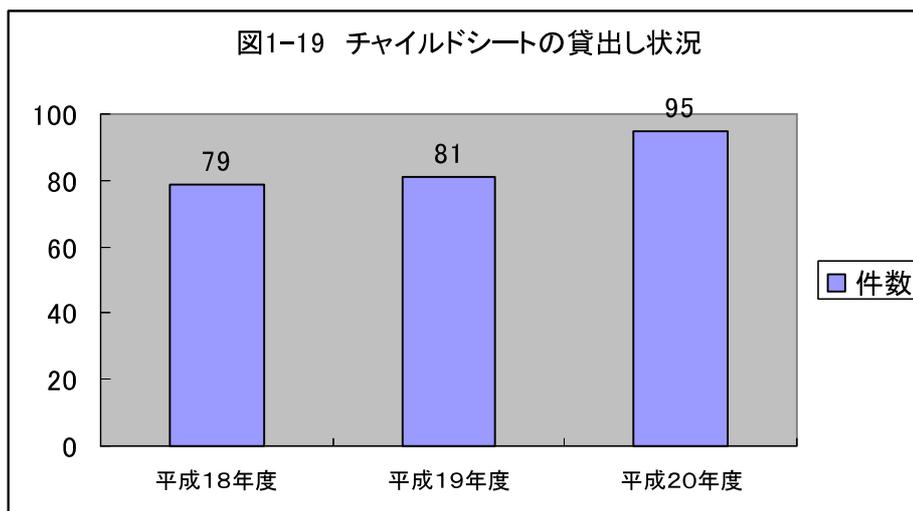
小学校新入学生を対象に地域の交通指導員、交通安全協会支部役員が交通安全教育を実施します。

(3) チャイルドシートの正しい使用、貸出し事業の推進

チャイルドシート貸出し事業（交通地域安全課）

《計画の目標・方向性》

全世帯を対象にチャイルドシートの短期貸し出し（2ヶ月）事業を実施します。



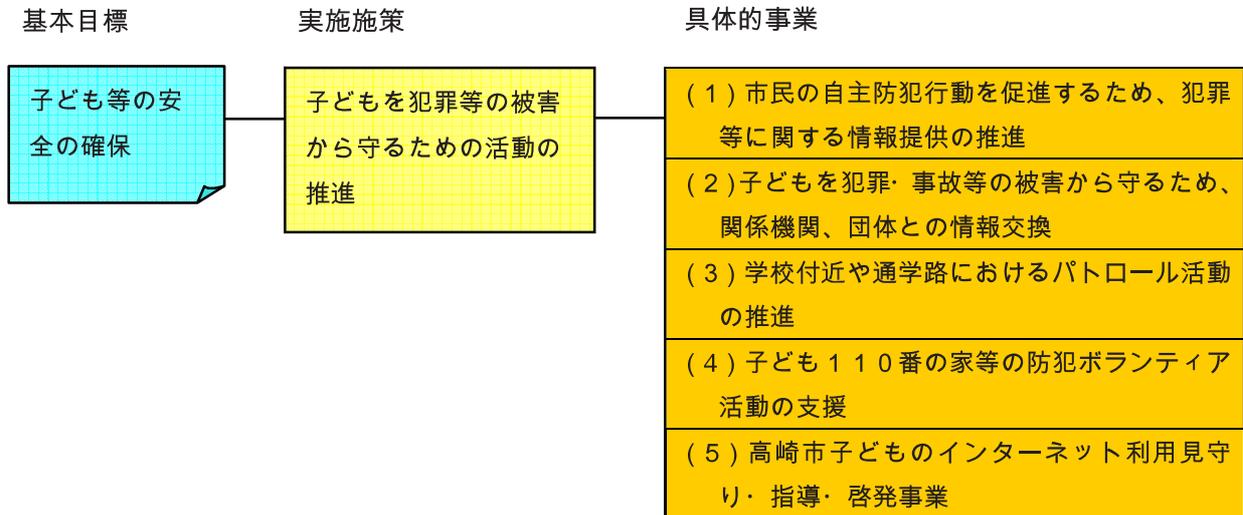


子どもの交通安全を確保するための活動の推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
交通安全教育方針に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	幼児のための交通安全教室 平成20年度 年157回 →継続	交通地域安全課
	児童のための交通安全教室 平成20年度 年184回 →継続	健康教育課
交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成	平成20年度 実施校 52校 →継続	交通地域安全課
チャイルドシート貸出し事業	平成20年度 95件 →継続	交通地域安全課



2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進



【動向と課題】

子どもを犯罪の被害から守るため、地域の協力のもと関係機関との情報交換や迅速な犯罪等の情報提供が求められています。

(1) 市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供の推進（交通地域安全課）

《計画の目標・方向性》

警察及び関係団体との連携協力により、安心ほっとメールによる事件・不審者の情報等を提供しています。

(2) 子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関、団体との情報交換

警察、学校等の関係機関とのネットワークの構築（青少年課）

《計画の目標・方向性》

1) 『高崎市学校・警察連絡協議会』の推進

市内85の小中学校、教育委員会、警察署が相互に緊密な理解と連絡協調のもとに、児童生徒の健全育成を図るため、研修会や情報交換を通して生徒指導上の問題や対策、非行防止対策等について協議、研究を行っていきます。

2) 携帯電話、インターネット利用による犯罪から子どもを守るために、保護者への啓発の推進、メディアリテラシーの醸成を図っていきます。

(3) 学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

1) 子どもが犯罪等にあわないための安全、安心マップの作成・配布（青少年課）

《計画の目標・方向性》

青少年健全育成団体を通じて、各小学校区単位で地域における「安全・安心マップ」の作成配布を推進します。

2) 地域安全自主パトロール支援（交通地域安全課）

《計画の目標・方向性》

「地域の安全は地域で守る」のスローガンのもとに、区長会が地域の関係団体や市民の協力を得て開始した「地域安全自主パトロール」に対して、情報の提供などの支援を行います。

(4) 子ども110番の家等の防犯ボランティア活動の支援（青少年課）

《計画の目標・方向性》

「子どもを守る家・店」普及啓発事業

子どもたちを犯罪被害から守り、緊急時の避難場所として高崎市中学校区青少年健全育成推進委員会を中心に、市内の一般民家や商店等に協力依頼し、看板、ステッカーを表示して子どもたちの安全の確保を図るとともに、各学校で児童・生徒に緊急避難場所としての周知徹底を図ります。

(5) 高崎市子どものインターネット利用見守り・指導・啓発事業（青少年課）（学校教育課）

《計画の目標・方向性》

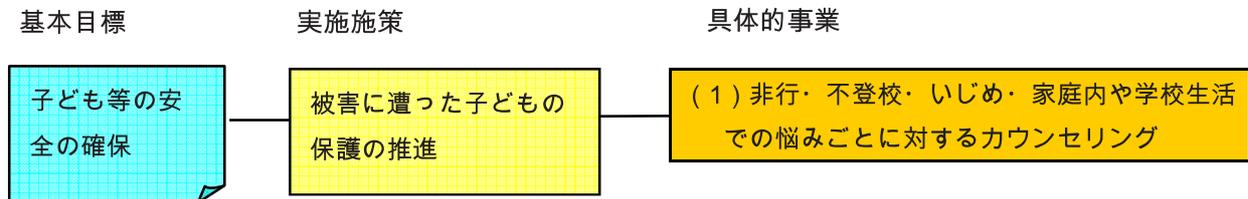
平成21年度から子どもたちのインターネット利用による問題の対策として、青少年メディア研究協会と連携し「高崎市子どものインターネット利用見守り・指導・啓発事業」に取り組んでいます。



子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供の推進	安心ほっとメールによる情報提供 →継続	交通地域安全課
子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関、団体との情報交換	警察、学校等の関係機関とのネットワークの構築 平成20年度 全体会議 年4回 参加者 426人 →継続 携帯電話、インターネット利用による犯罪から子どもを守るために、保護者への啓発の推進、メディアリテラシーの醸成を図る。 →継続	青少年課
学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	子どもが犯罪等にあわないための安全、安心マップの作成・配布 →継続 平成20年度 地域安全自主パトロールへの支援 市内全ての小学校区(60)で自主パトロール パトロール物品の支給、活動の拠点として公民館の利用 →継続	青少年課 交通地域安全課
子ども110番の家等の防犯ボランティア活動の支援	「子どもを守る家・店」普及啓発事業 →継続	青少年課
高崎市子どものインターネット利用見守り・指導・啓発事業	→平成21年度から実施、充実	青少年課 学校教育課

3 被害に遭った子どもの保護の推進



【動向と課題】

子どもを犯罪等から守るため、学校、家庭、地域が協力し、子どもの安全を確保するとともに、被害等に遭ってしまった子どもの心のケアなどが望まれています。

(1) 非行・不登校・いじめ・家庭内や学校生活での悩みごとに対するカウンセリング（青少年課）

《計画の目標・方向性》

青少年を健全に育成するために、青少年の悩みごと相談業務を充実させ面接相談や電話相談を通じて、青少年自身や親の悩みの解消に努めます。また、専門的な指導や援助が必要な場合には、関係諸機関と連携のもとに心のケアに努めます。

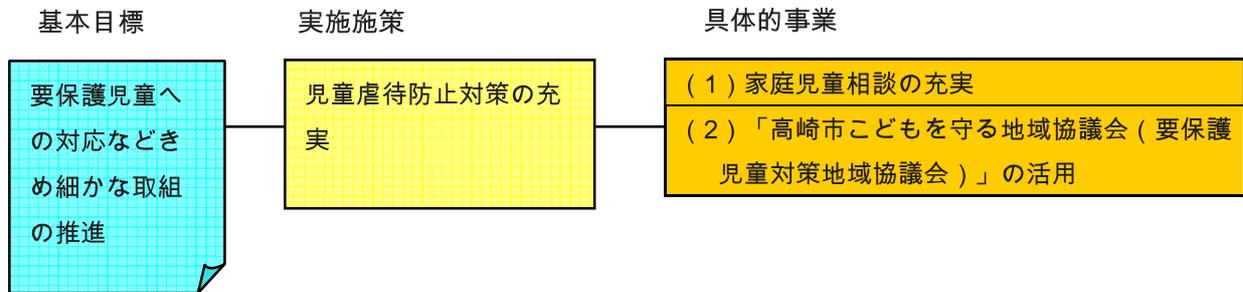


被害に遭った子どもの保護の推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
非行・不登校・いじめ・家庭内や学校生活での悩みごとに対するカウンセリング	青少年悩みごと相談業務 →充 実	青 少 年 課

第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実



【動向と課題】

近年、児童虐待相談件数は急増しています。

従来、あらゆる児童家庭相談については児童相談所に対応することとされてきました。しかし、虐待等の緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等の身近な子育てについての相談ニーズも増大しています。そのため市町村をはじめ、多様な機関によるきめ細やかな対応が求められています。

本市においても、児童虐待通告に対する迅速な対応、育児不安を抱える親の負担を軽減するための養育支援訪問事業の推進が必要になっています。

(1) 家庭児童相談の充実（こども家庭課）

《計画の目標・方向性》

子どもに関する各般の問題につき家庭、その他からの相談に応じていきます。相談者のニーズも多様になっていることから、あらゆる問題に対応できる資質向上と需要に応じた適正な人員を配置していきます。

地域の実情に応じて適切な児童家庭相談援助活動、虐待通告があった場合等の迅速な対応が実施できる体制づくりと、必要に応じて家庭訪問や電話連絡等の具体的な行動を実施していきます。

(2) 「高崎市子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」の活用（こども家庭課）

《計画の目標・方向性》

本市では、要保護児童の早期発見や適正な保護を図るため、平成20年度に「高崎市子どもを守る地域協議会」を設置しました。

協議会では、児童相談所や警察、民生・児童委員、医療機関、教育機関等、関係機関との円滑な連携・協力を確保し、要保護児童に加え、要支援児童や特定妊婦まで支援対象を拡大して、要保護児童等に対する総合的な支援を実施していきます。

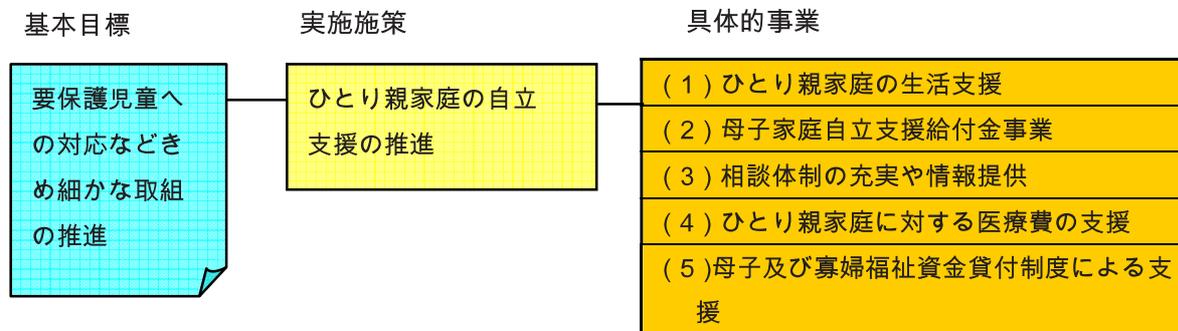


児童虐待防止対策の充実のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
家庭児童相談の充実	虐待への迅速な対応 相談員の資質向上と適正配置 →継 続	こども家庭課
高崎市子どもを守る地域協議会の活用	高崎市子どもを守る地域協議会 関係諸機関の団体等との連携強化 →充 実 →充 実	こども家庭課



2 ひとり親家庭の自立支援の推進



【動向と課題】

本市では、母子自立支援員がひとり親家庭の生活や自立就労支援を行っているほか、児童扶養手当の支給など、相談の充実と経済的な自立の促進に努めています。今後とも、ひとり親家庭が心豊かに安心して日常生活を送れるよう、自立を支援していくことが必要です。

(1) ひとり親家庭の生活支援（こども家庭課）

《計画の目標・方向性》

ひとり親家庭の子育て負担の軽減を目的とした子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）を推進します。

(2) 母子家庭自立支援給付金事業（こども家庭課）

母子家庭の母の自立を促進するため、就業に結びつく講座の受講や資格取得をめざして養成機関等で修業する場合に次の給付金を支給して母子家庭の就労を支援します。

1) 自立支援教育訓練給付事業

対象講座は雇用保険の教育訓練給付金事業の対象となっているもの（受講料の2割相当を支給）

2) 高等技能訓練促進費等事業

対象資格は看護師、介護福祉士、保育士等の専門資格で2年以上の修業期間を要するもの（修業期間中の一定期間訓練促進費を支給）

《計画の目標・方向性》

母子家庭の母親が就業する際に母子自立支援員が適切な就労支援（指導）を行うとともに、資格取得が必要な場合の給付金事業を積極的に推進します。

(3) 相談体制の充実や情報提供（こども家庭課）

《計画の目標・方向性》

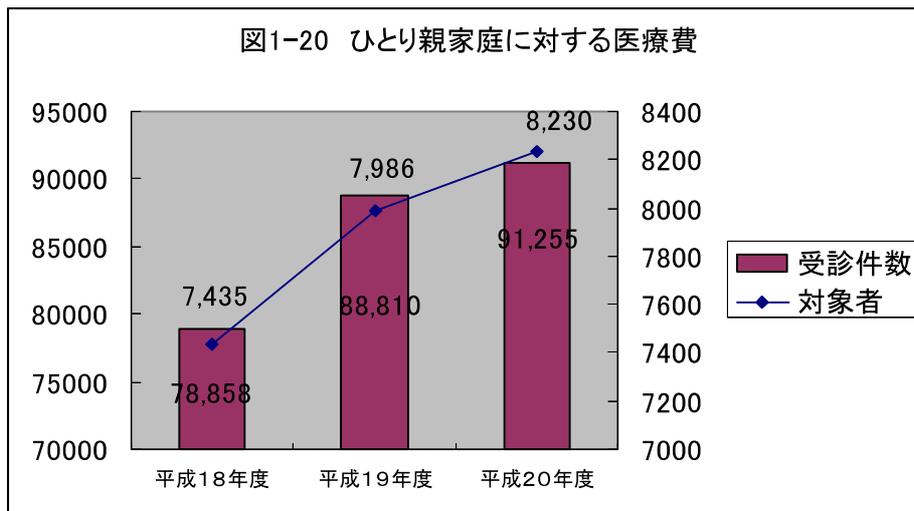
母子自立支援員を配置し、母子家庭等の自立に向けた総合的な支援、相談を実施していきます。

(4) ひとり親家庭に対する医療費の支援（保険年金課）

19歳未満の児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）とその児童を扶養しているひとり親等が保険医療機関等で受診した場合に当該保険医療機関等に支払う自己負担金に相当する金額を助成しています。

《計画の目標・方向性》

自立支援に向けて引き続き当該医療費助成制度を継続していきます。



(5) 母子及び寡婦福祉資金貸付制度による支援（こども家庭課）

平成23年度から、中核市に移行することによって、群馬県から委譲される貸付金制度です。「就学資金」や「就学仕度資金」など、13種の資金の貸付を行い、母子家庭の就学支援や生活支援を実施していきます。

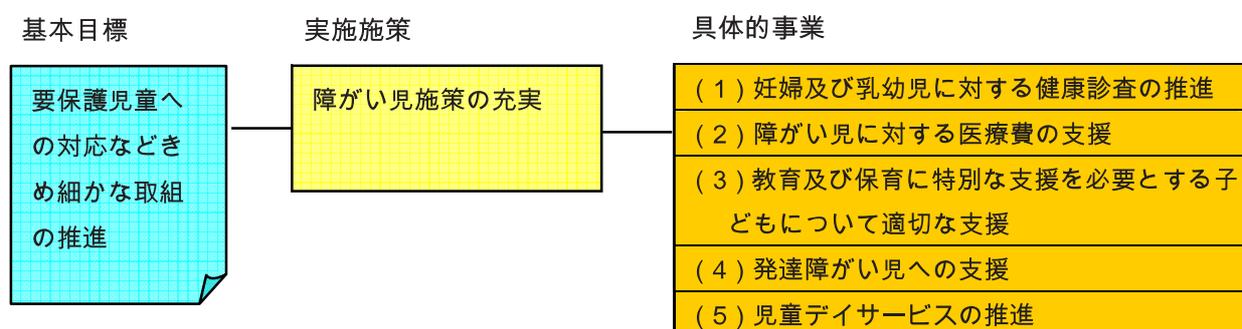


ひとり親家庭の自立支援の推進のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
ひとり親家庭の生活支援	子育て短期支援事業の推進 →継続	こども家庭課
母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付事業 高等技能訓練促進費等事業 →継続	こども家庭課
相談体制の充実や情報提供	母子自立支援員による就労等相談体制の整備 →充実	こども家庭課
ひとり親家庭に対する医療費の支援	ひとり親家庭に対する医療費助成制度 →継続	保健年金課
母子及び寡婦福祉資金貸付制度	中核市移行に伴う新たな事務として、新たに市で実施 →平成23年度から実施	こども家庭課



3 障がい児施策の充実



【動向と課題】

現在、乳幼児健診などにより、発達の遅れがみられる子どもの早期発見を図るとともに、まめの木学級などを開催して、早期療育に努めています。親と子がともに安心して生活できるよう、健康診査などの結果を福祉の施策に結びつけるとともに、子どもの発達段階にあわせて、適切な医療及び医学的な支援の提供、教育における支援などのほか、教育及び療育に特別なニーズがある子どもについて適切な教育的支援、児童デイサービスの推進など、様々な支援策を実施していくことが必要です。

(1) 妊婦及び乳幼児に対する健康診査の推進（健康課）

《計画の目標・方向性》

障がい早期に発見されるよう健康診査体制を充実させるとともに、関係機関との連携により、早期支援に努めます。

(2) 障がい児に対する医療費の支援（保険年金課）

特別児童扶養手当1級、国民年金1級、身体障害者手帳1級及び2級に該当する障がいを有する者、療育手帳の交付を受けた者でその判定がAの者が保険医療機関等について診療を受けた場合に当該保険医療機関等に支払う自己負担金に相当する金額を助成します。

《計画の目標・方向性》

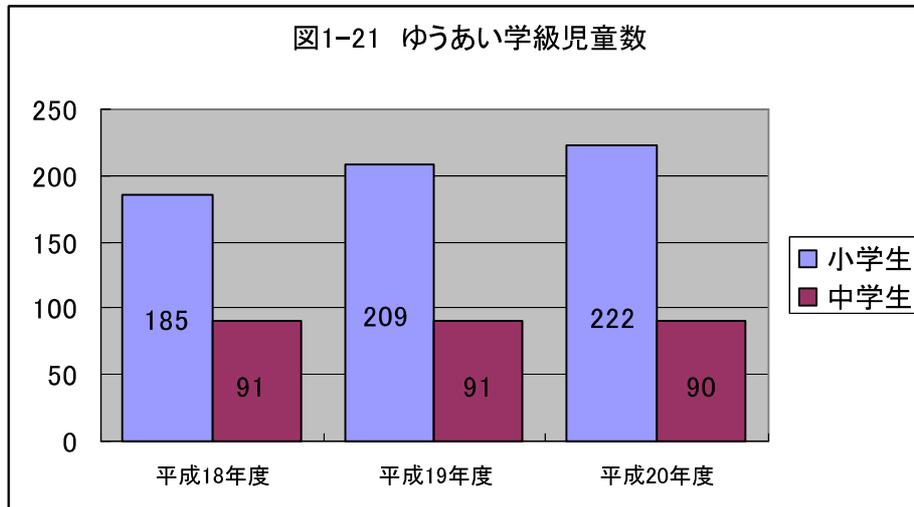
今後も当該医療費助成制度を継続していきます。

第1章 行動計画 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

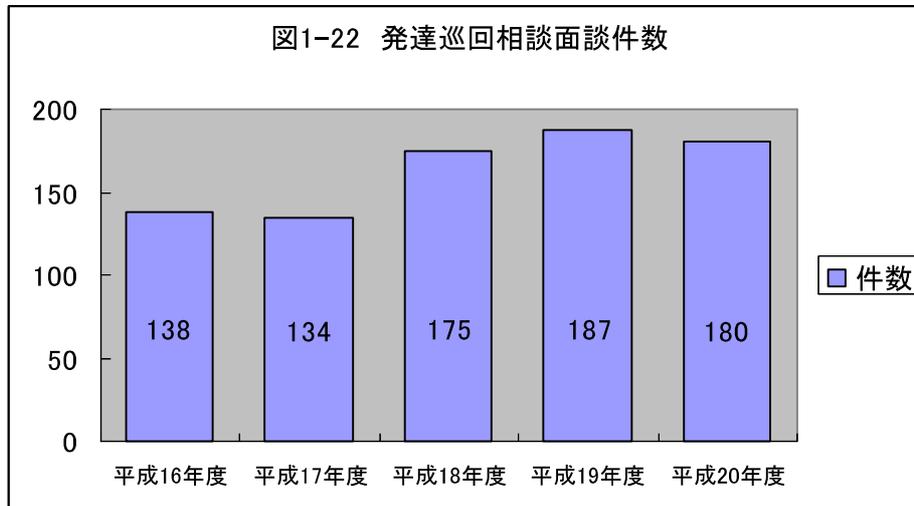
(3) 教育及び保育に特別な支援を必要とする子どもについて適切な支援（学校教育課）（保育課）
児童生徒一人ひとりの障がいや特性に配慮した支援の充実を図ります。

《計画の目標・方向性》

障がいのある児童生徒一人ひとりに適したゆうあい教育の充実を図ります。



発達巡回相談の充実を図ります。



(4) 発達障がい児への支援（障害福祉課）

発達障がい児への支援として、以下の施策を進めます。

- ① 保健・福祉・教育の分野で連携した支援の実施
- ② 発達障がい児をサポートするスタッフのスキルアップに関する施策の実施
- ③ 療育の推進

(5) 児童デイサービスの推進（障害福祉課）

《計画の目標・方向性》

障がい児や発達障がい児および発達に心配のある児童に対して、療育の観点から集団活動訓練や社会適応訓練を行う場として児童デイサービスを推進していきます。



障がい児施策の充実のまとめ

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
妊婦及び乳幼児に対する健康診査の推進	早期発見のため健康診査体制の充実 →継 続	健 康 課
障がい児に対する医療費の支援	障がい児に対する医療費助成制度 →継 続	保 険 年 金 課
教育及び保育に特別な支援を必要とする子どもについて適切な支援	ゆうあい教育（学級）、通級指導教室の充実 ゆうあい教育（学級）児童生徒数 平成20年度 小学生 222人 中学生 90人 →充 実	学校教育課 保 育 課
	発達巡回相談（面談）の充実 平成18年度 175件 平成19年度 187件 平成20年度 180件 →充 実	

第1章 行動計画 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策・事業名	目標値・方向性	担当課
発達障がい児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・福祉・教育の分野で連携した支援の実施 ・ 発達障がい児をサポートするスタッフのスキルアップに関する施策の実施 ・ 療育の推進 <p style="text-align: right;">→実 施</p>	障害福祉課
児童デイサービスの推進	<p>平成16年度から実施</p> <p>対象；18歳までの児童</p> <p>内容；児童デイサービス</p> <p style="text-align: right;">→継 続</p>	障害福祉課

